

天皇制確立期のキリスト教系私学

土 肥 昭 夫

はじめに

自由民権運動を懷柔と弾圧によってつぶした政府は、1885年12月に太政官制を廃し、内閣制度を創設した。そして89年2月に大日本帝国憲法を発布して天皇制国家の法的基礎を確立し、90年10月に教育勅語を発布してそのイデオロギー的補強を行ない、その統治機構と法体系を漸次整備・強化していった。さらに、日本の防衛の名のもとに、東北アジアに向けて軍事力の充実をはかり、その成果を日清戦争の勝利で国の内外に明らかにした。天皇制確立期ともいべき、この時期において、キリスト教系私学がたどったさまざまな足跡を分析することによって、キリスト教が近代日本の天皇制国家においてどういう位置を占め、どういう役割を果たしたか¹⁾、を明らかにすることが、本論の課題である。特にこの時期で問題になるのは男子系の私学であるから、これに限定することをあらかじめことわっておきたい。

ここでキリスト教系私学の問題をとりあげたのは、次の理由による。近代天皇制はなんといっても学校教育を媒介として強力に推進された。キリスト教もまた直接伝道や教会形成とともに学校教育を日本伝道の重要な方策として推進していった。天皇制国家の教育が学校制度や教育内容において確立していったこの時期において、キリスト教系私学は一つの岐路に立ち、ある種の転換をこころみた。その足跡をたどることは、天皇制やキリスト教を考えるうえで、一つの示唆を提供する、と思われる所以である。もう一つの理由であるが、この時期における天皇制とキリスト教のかかわりをとらえる場合、内村鑑三の不敬事件、「教育と宗教の衝突」論争、がよく取りあげられる。もとより、これらの分

析は重要である。しかし、それらは個人の思想と行動、個人相互の思想論争といった次元の問題である。キリスト教系私学の問題はそれと違い、組織の問題が前面にあらわれる。組織は一度つくられると、自己防衛的になり、また自己保存のみならず、自己拡大を目指すものである。キリスト教系私学も学校組織であるから、そのような組織の論理がそこに働く。しかしそれは単なる組織ではなくて、キリスト教主義教育という理念を標榜し、これを組織の中で実現していくとする。そこに理念と現実、個人と組織の緊張・相剋があり、その歩みにおいて両者は相互にからみ合う。こういった問題に対する関心のゆえに、²⁾キリスト教系私学の問題をとりあげてみたい、と思うのである。

1 天皇制国家の教育政策

天皇制の法的基礎となった帝国憲法を発布した政府の意図は、その発布当日に公にされた告文と憲法発布勅語に明らかである。そこで唱えられたことは、天皇が「天壤無窮の宏謨」にしたがい、「惟神の宝祚」を継承して、国家統治の大権を行使すること、天皇は「國家の隆昌と臣民の慶福」を欣榮し、「祖宗に承くるの大権」により、この憲法を宣布したこと、天皇はこの憲法によって国民に「臣民翼賛の道」をひらいたことなどである。これらは天皇制の本質を見事に描き出している。天皇は神的な権能を保有するものとして国家の主権そのものであり、憲法発布はその主権の行使にほかならない。国民はその恩恵ある統治をうける客体にすぎず、その国政への参与は天皇の臣民としてその統治に翼賛することを意味する、というのである。

このような意図のもとにつくられた帝国憲法は、当然のことながら、天皇制の絶対主義的性格を明らかにする。天皇は神聖不可侵なものとして君臨し、國家の統治権を総攬する。帝国議会は天皇の立法権に協賛し、国務大臣は天皇の統治を輔弼するものとされた。国民の権利は一応近代的表現であらわされているが、それは天皇制国家の法と秩序の枠内にきびしく制限された。特に、信教の自由が「安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限りに於て」という基だ恣意的で、いくらでも拡大解釈の可能な制約のもとに、きびしく制限されていることは、興味深い。帝国憲法はこのように天皇制の絶対主義的性格を明

らかにしたが、また同時に天皇の統治が憲法の条規によって行われる以上、立憲君主制の形態をとった。法律は議会の承認なしには制定・公布されなかつたし、やがて政党内閣の出現を阻むことはできなかつた。近代天皇制は、見方によつては、このような柔軟ないき方をしたので、その支配体制は存続した、ともいえよう。

しかしながら、当時の為政者にとって、立憲制が絶対主義的な天皇制を危うくするのではないか、という危惧は強かつた。そこで彼らはこの天皇制を補強する強力なイデオロギーを考え、これをもつてひろく国民を教化することを目指した。それが教育勅語である。勅語は開明派官僚井上毅が原案を起草し、保守派の儒教主義的国教論者元田永孚がこれを加筆修正したものであるが、両者は帝国憲法にみる天皇制国家を擁護し、教育によってそれを普及させようとする点においては、変わらなかつた。勅語は、後期水戸学派の国体論に始まり、儒教的色彩に近代的社会・国家道徳を加味した徳目を列举し、その実践の目的や意義を説き、このような臣民の道が普遍的価値をもつことを賞揚する。ここで重要なことは、教育において推進される国民道徳を決定するものは、人間の良心とか道徳律といったものではなく、天皇であるということである。これを裏付けるものとして、肇国の理想、「国体の精華」、「皇祖皇宗の遺訓」が語られた。もうひとつ重要なことは、ここであげられている家族・社会・国家關係の徳目の実践は「天壤無窮の皇運を扶翼す」るため、天皇の「忠良の臣民」となるためにあり、決して人間としての人格的完成といった目的のためではない、ということである。勅語は帝国憲法がいふ「臣民」とはどういうものであるかを明らかにしたのである。

勅語が発布されると、多くの新聞の社説は明治維新以来欧米思想の導入によって右往左往して不明確であった教育の大方针がこれによつてはつきりしたといい、これを歓迎した（「教育に関する勅語」『東京朝日新聞』1890.11.1、「教育に関する勅語」『東京日々新聞』1890.11.2など）。天皇制国家の方針に反する言論を公にすれば、新聞紙条例でたちまち発禁の憂き目をみるとることは明らかであった。したがつて、これらの社説が彼らの本心かどうかは、わからないにしても、その世論への影響は少なくなかったにちがいない。勅語が10月30日に

天皇より文部大臣に授けられると、文部省はその翌日に文部大臣名をもって、学校関係者がその「聖意を奉体し」、式日その他のときにこれを捧読し、その誨告をするようにとの訓示を発し、さらに北海道庁、府県に勅語の謄本とこの訓示を管内公私立学校に交付するようにという訓令第8号を発した。もともと勅語の発布は90年2月の地方長官会議における徳育に関する建議に端を発したのであるから、地方長官は感激と恐懼の念をもってこれを受け、郡町村にその趣旨を伝え、各公私立学校にその謄本を交付した。官公私立を問わず、全国の学校は1年を経ないで、これを所持することになった。

勅語が発布されると、多くの解説書が出た。その中で、一応官選のものとして世間に流布したものは、東京帝大教授井上哲次郎の『勅語衍義』(1891)である。³⁾彼は天皇制国家の思想構造を儒教的家族主義と有機体論に結びつけて、こう述べる。「國君の臣民に於ける、猶ほ父母の子孫に於けるが如し。即ち一国は一家の拡充するものにて、一国の君主の臣民を指揮命令するは、一家の父母の慈心を以て子孫に吩咐すると、以て相異なることなし。」(469頁)。「我国の鞏固なる所以は、億兆心を一にして、以て天皇陛下の命令に従うこと、恰も四支の忽ち精神に向かう所に従いて動き、毫も渋滞する所なきが如くなるにあり。抑々國家は一個体にして、唯一の主義を以て之れを貫くべく、決して民心を二三にすべからず。……若し夫れ臣民尽く結合して一個体となり、以て主君に服従し、主君亦一主義を以て臣民を統合結束するときは、國家の基礎、是に於てか始めて鞏固となり。」(467頁)。「國家は有機体と同じく、生命ありて生長し、發達し、老衰するものなり。」(508頁)。「蓋し君主は譬えば心意の如く、臣民は四肢百体の如し。若し四肢百体の中、心意の欲する所に隨いて動かざるものあるときは、半身不隨の如く、全身之れが為めに活用をなさざるなり。」(511頁)。つまり、万世一系の天皇はあわれみ深い家父長であり、その赤子たる国民を統合し、国民はその四肢としてその意のままに動くところに天皇制国家の基礎は確立する、というのである。このような解説に対する批判がないわけではなかったが、一応それは正統的な勅語解釈として世間にうけ入れられていった。

天皇制国家の教育の基礎は教育勅語に置かれたが、そのうえに立つべき学校教育制度はどのようなものであったか。1886年に制定された帝国大学令(3.2),⁴⁾

中学校令（4.10），小学校令（4.10），師範学校令（4.10）はその後の学校教育を方向づけるものとなった。それは少数の国家的指導者養成につながる中学校（尋常中学校，高等中学校）—帝国大学と小学校教師（尋常師範学校で），尋常師範学校教師（高等師範学校で）を養成する師範学校との複線型の体系をとった。これを定めた文部大臣森有礼はこのような教育政策を「生徒其人の為めにするに非ずして國家の為めにする」（「学政の目的」1889.1.28）と述べた。國家の富強を目指す彼の国家主義的教育観は、さきの帝国大学令の「帝国大学は國家の須要に応ずる学術技芸を教授し及其蘊奥を攻究するを以て目的とす」（第1条）によくあらわれている。帝国大学はこの目的ゆえに文部大臣直属の国家教育機関とされた。

また、さきの諸学校令は勅令として公布された。帝国憲法制定後，就学義務のような国民の権利義務に関連する教育法規は、議会の協賛により、法律として公布すべきものというのが、文部省の意見であった。しかし、教育政策の決定は國家の統治上きわめて重大であり、天皇の国家統治の大権（帝国憲法第4条）にもとづき、国務大臣の輔弼によって制定される勅令によるべきであり、議会が介入する途を開くべきではない、とする枢密院の主張が通り、教育政策の重要なものはすべて勅令で公布されることになった。さらに、1900年4月以後は天皇制国家の特権機構である枢密院がその審議にあたることになった。このようにして枢密院や文部官僚といった天皇制国家権力が教育政策を独占・支配することになった。

「山縣有朋軍備意見書」（井上毅起草、1890.3）に日本の「利益線の焦点は実に朝鮮に在り……利益線を保護するの外政に対し必要欠くべからざるものは第一兵備、第二教育是れなり」とあるように、政府は「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」（教育勅語のことば）る国民を養成するために教育を重要視した。日本資本主義は軽工業を中心に発達してきたが、日清戦争以後は、これに重工業が加わった。その結果、国民の就学率は向上し、上級学校進学志願者も増えた。これと学校教育制度の整備・拡張は相即した。帝国大学の規模は拡大し、京都にも1897年6月にこれが創設されることになった。官立の実業関係の専門学校も充実・拡大していく。官立の高等中学校（2年制）は高等学校令（1894.

6.25) によって高等学校と改称され、専門の学部（4年制）と帝大進学者のための予科（3年制）が設置されたが、前者は定着せず、後者が中心となった。その校数も1901年には8校となった。尋常中学校は最初各府県に一つ設置されることになっていたが、1891年12月の中学校令改正で、文部大臣の認可によりそれ以上設置することが認められた。さらに99年2月の改正で、尋常中学校は中学校と改称され、男子の高等普通教育機関（5年制）となり、教科の内容、学校の管理・運営は整備・強化され、その設備も充実していった。その校数も急増し、1900年現在で官立1、公立184、私立34を数えた。このほか、高等女学校規程（1895.1.29）が制定され、実業学校令（1899.2.7）、高等女学校令（1899.2.8）、後で述べる私立学校令（1899.8.3）、少しおくれて専門学校令（1903.3.27）が公布された。これらの諸学校は新しい状況に応じて生まれたものもあるが、国家はそれらを今述べた学校令によって規制し、監督していった。

このように近代日本の学校教育制度が整備していくと、いかなる学校も、学校である限り、その制度の中に自己を位置づけざるを得ず、何らかの学校令に準拠しなければ、学校として存在できることになっていった。キリスト教系私学も1890年代後半にこの問題に直面して、苦慮しなければならなかつた。

人間の思想とか人格形成にかかわる教育の淵源が教育勅語とされ、国家の教育政策が天皇制官僚の専有になることによって、天皇制教育の基礎は確立した、といえよう。では天皇制教育を学校教育の中でどのように具体化していくか、が次の課題であった。すでに教育勅語がどういう威力を高等教育機関で發揮していたかは、内村鑑三の不敬事件、久米邦武事件に明らかである。周知のとおり、前者は1891年1月第一高等中学校で内村が勅語に礼拝を尽くさなかったというので、生徒・教師、世論が彼を不敬漢として攻撃し、彼はそこを辞職するように追いこまれた事件である。後者は帝大教授久米が「神道は祭天の古俗」という論文を書き、神道の神観を「我々に禍福を降し給うならんと信じたる観念」より生じたものとしたが、これが大衆向けの歴史雑誌『史海』（1892.1）に転載されると、神道家たちは彼の見解が勅語のいう肇国の思想に反するとして攻撃し、彼は帝大教授を非職となった事件である。これらは、勅語体制のもとでは思想・信条とか学問研究の自由が帝大や高等中学校で保障さ

れていなかったこと、これらの学校の教師、学生・生徒もこの体制を支えていたことを示す象徴的な出来事であろう。

尋常中学校では、兵式体操（のちの軍事教練）が課せられ、国語教育は「愛国心を成育するの資料」にもなり、「歴史教育の精神は我国体の貴重なるを知らしめ宇内の大勢を詳にし古今の変に通ずるの能力を養成するにあり」とされた（1894.3.1の尋常中学校の学科及びその程度の改正に関する文部省の説明）。1901年3月の中学校令施行規則（文部省令第3号）では、従来の倫理科は修身と改められ、「教育に関する勅語の旨趣に基き道徳上の思想及情操を養成し中等以上の社会に於ける男子に必要な品格を具えしめんことを期し実践躬行を勧奨するを以て要旨とす」とあり、その教授の順序まで示された。小学校は「児童身体の発達に留意して道徳教育及国民教育の基礎並其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とす」（「小学校令改正」1890.10.7、勅令第215号）であるが、ここでは全寮制と軍隊式訓練で臣民教育をたたきこまれた師範学校出身の教師が文部省検定の教科書を用いて、初等教育に従事した。修身はいうまでもなく、「勅語の旨趣に基き児童の良心を啓培して其徳性を涵養し人道実践の方法を授くるを以て要旨とす」（小学校教則大綱、1891.11.17、文部省令第11号）である。そしてその教え方も教科書の単なる棒読みにならぬように、工夫することが求められた。

天皇制教育は教室内で教師が教科として訓育するだけではなかった。天皇制イデオロギーが天皇信仰という宗教的情操をも包括する思想構造をもつ以上、天皇制教育は宗教的儀礼を加味しなければならなかつた。まず、天皇を生徒・児童に近くて遠い存在として示すために、「御真影」と称する天皇・皇后の写真が配布された。これはシンボルを求める人間の宗教的感性にこたえるものであつろう。この写真は1882年頃より官立学校、89年には尋常師範学校、尋常中学校、その翌年より高等小学校、92年より尋常小学校、幼稚園に配布された。しかし、私立学校にはまだ配布されなかつた。学校における「御真影拝戴式」は厳肅のうちに歓喜あふれる行事として、学校のみならず地域ぐるみで行なわれた。写真と前に述べた勅語の謄本は「最も尊重に奉置せしむべし」（文部省訓令第4号、1891.11.7）とされた。

天皇制の宗教的儀礼は「小学校祝日大祭日儀式規程」（文部省令第4号、⁵⁾ 1891.6.17）に明らかである。それによれば、紀元節（2.11）天長節（11.3）、元始祭（1.3）、神嘗祭（10.17）、新嘗祭（11.23）、孝明天皇祭（1.30）、春季皇靈祭（春分の日）、秋季皇靈祭（秋分の日）、神武天皇祭（4.3）といった皇室祭祀に関わる祝祭日には学校行事として儀式を行なうこと（1893.5.5の文部省令第9号により、最初の三つの祝祭日にこれを行なうこととに限定される），その儀式の順序は「御真影」への最敬礼、天皇・皇后の万歳、勅語の奉読、勅語に関する誦告、祝日大祭日に相応する演説や唱歌の齊唱であり、儀式後は遊戯や体操をして生徒の心情を快活にさせること、地域の市町村長、関係吏員、生徒の父母の儀式参加をすすめることが述べられている。なお、儀式でうたわれる唱歌については、91年10月の文部省訓令第2号がその歌詞・楽譜は文部大臣の認可を求め、漸次文部省がこれを選定することを通達し、93年8月の文部省告示がその選定したものと公示した。「君が代」、「勅語奉答」、「紀元節」、「一月一日」、「天長節」などがその中に含まれている。いずれも、天皇の恩恵、その治める国家の永遠性をたたえ、その忠良な臣民たることを願う趣旨のものである。

一体、このような宗教的儀式が教育上どれだけの効果を持ったか。「御真影」といっても遙か遠く、高い所にあって、その顔がみえるわけでもなく、勅語の文意など生徒・児童にわかるはずがなかった。それは全く内容のともなわない儀礼ではないか、という反省は当初からみられた。しかし、なんとも莊厳な雰囲気の中で、整然とした順序のもとに、しかも1年に何回もくりかえして、この儀式が行なわれていくと、天皇をあがめ、その忠良の臣民であろうとする心情がつちかわれるものである。それは国家宗教としての天皇教の見事なまつりであったのである。

最後に、今後の叙述にも関連があるので、国家の私学政策についてふれておきたい。日本の私学は文明開化の風潮、自由民権運動、天皇制国家体制の確立に対応して生まれてきた。その主要なものを専門分野よりみると、外国語、文学、歴史関係を教える学校、法律、政治、経済を教える法律学校、宗教の研究と布教を目的とした宗教学校があり、さらに中等教育にたずさわる男女別学の

学校があった。もとより、一つの学校でいくつもの併設するところもあった。私学の中には、洋学、特に英学を中心として高度な学問的水準を誇り、学問の自由と独立の名のもとに独自の学風と特定の思想・信条による個性ある人間教育をする学校も少なくなかった。政府は学校教育を国家の事業とし、私学もその中にふくめて考えていた。その結果、私学は学校である限り、その設置や規則を地方官の管理下に置かれたが、私立である以上、何の保護や特権も与えられなかった。しかし、近代的な官僚体制をつくるうえで、官学ではその人数が不足することがあった。その限りにおいて、私学が利用された。86年8月に私立法律学校特別監督条規が定められ、五つの法律学校が帝国大学総長の監督のもとに置かれ、優秀な卒業生は試験によって判事試補になる道が開かれた。87年7月の文官試験試補及見習規則（勅令第37号）では「文部大臣の認可した学則に依り法律学政治学又は理財学（Political Economy 一筆者）を教授する私立学校」の卒業生も高等試験を受験する資格（第17条）、さきの私立法律学校卒業生は普通試験なしで判任官見習になる資格（第4条）を得た。この第17条に関しては、特別認可学校規則（1888.5.5、文部省令第3号）が定められ、厳格な認可基準が設けられ、86年8月の条規は廃された。93年10月に文官試験試補及見習規則は廃され、それに応じて特別認可学校規則も消滅した。それにかわる文官任用令（1893.10.31、勅令第183号）には私学に対する新たな特権はみられない。けれども、同月の司法省令第16号で司法大臣が指定した私立学校で3年以上法律学を修めたものに判事検事登用試験を受ける資格が付与され、9校が指定された。また99年4月の文部省令第25号により一部の私学には中等学校教員無試験検定による教員免許状が付与された。これらによって、教育制度と官僚制度の結合、受験体制・学歴社会の芽生え、それにともなう私学の上昇志向やランク付け、官公立学校の補完的存在としての私学の位置づけ、特権なくしては経営困難に陥る私学の教育に対する国家権力の監督強化が漸次始まっていった。そのいずれもが自由な校風や独自の人間教育に生きたいくつかの私学に大きい方向転換を促すことになった。

私学に対する差別と監督強化の政策は、徴兵制上の特典付与にみられる。73年1月の徴兵令は国民皆兵を原則としたが、大幅な免役規定を設けた。83年12

月の改正で、特定の者を除き、免役は猶予と変わった。官公立学校が徴兵猶予と兵役短縮の特典を得た。86年12月の改正で私学にもその特典が付与されることが明らかになった。89年1月に法律第1号をもって徴兵令は大幅に改正された。満17歳以上満26歳以下で、官立学校、府県立師範学校・中学校のみならず「文部大臣に於て中学校の学科程度と同等以上と認めたる学校」や前述の法律関係の私立学校の卒業生は1年の陸軍現役を志願すればよく、その後は2年の予備役、5年の後予備役に服するだけで済んだ。そうでない学校卒業生の場合は3年の現役、4年の予備役、5年の後予備役であった。さらに前述の在校生は本人の願いにより26歳まで徴集猶予の特典が与えられた。そうでなければ満20歳で現役に徴集された。さきの条項でカッコの部分が私立学校に該当し、新しく加えられた部分である。その認可基準は同年5月の文部省令第1号で決められた。そこでは学科課程、教員数、教育設備、維持資本、実績などにおいてかなりきびしい基準が設けられた。国庫補助などはもとよりなく、経営難に悩む私学が、それをのりこえるためにもこの特典を得ようとしてこの基準を満たそうとすれば、さらに経済的な苦境に立つという悪循環がそこに待ちかまえていた。96年9月に慶應義塾が初めてこの基準で認可を得た。ついで、98年3月に同志社が得たが、そのためにキリスト教主義教育に関する問題で1年近く深刻な内部対立を経験しなければならなかった。99年6月の「公立私立学校認定に関する規則」(文部省令第34号)は多少とも認定基準の緩和をはかったので、徴兵令上の特典をうける私学は増加していった。

このような飴と鞭にもひとしい私学政策に加えて、学校教育制度が官公立学校を通じて整備・充実していくので、私学もその中に自己の位置づけを見出さねばならなかつた。そこでキリスト教系私学はどういう問題をかかえ、またどういう歩みをしたかを次節で述べよう。

2 キリスト教系私学の動向とその尋常中学校設置

欧米プロテスタント・ミッションが日本に伝道したとき、直接伝道や教会設立のほかに、教育活動に従事し、学校を設置した。日本人キリスト者で宣教師と共に、あるいはミッションと別に、学校を設置する人たちもあらわれた。こ

うして生まれたキリスト教系学校は次のように大別されよう。(1)文明開化、さらに欧化主義の風潮に応じて英語や洋学を習得しようとするものが多かったので、これに応じる学校。英学校、英和学校、普通学校あるいは普通学部、さらには高等部、高等学部の名称で中等から高等の教育を行ない、その在学中に彼らにキリスト教的感化を及ぼし、信仰に導くことがこころみられた。(2)日本伝道には日本人伝道者の養成が不可欠であるという認識のもとに設置された神学校。その場合、神学教育には中等教育が前段階として必要であると考えられたので、(1)の学校でこれが実施された。(3)女子教育のための女学校。宣教師や日本人キリスト教指導者は、女性が日本の社会で差別され、その社会的地位は低く、無教育状態に放置されていることを知り、彼らに生活技術や知識を教え、家庭を営み、社会に生きていくために必要な能力を培うことにした。(1)と同様に、彼女らにキリスト教的感化を及ぼし、信仰に導くことが意図された。(4)このほか、私立小学校がかなりあったようであるが、詳細なことはわからない。⁶⁾草創期のキリスト教系私学の中には、キリスト教にもとづく人間教育を施し、独自の校風を持ち、個性ある人材を送り出した学校も少なくなかった。

1880年代後半のキリスト教系私学は欧化主義の影響もあって活気があり、学校の増設、再編強化を行ない、学生・生徒数も多かった。ところが、90年代に入ると、その意氣はあがらず、その数も低迷していった。通常、その原因は天皇制国家主義が反動的に強くなり、キリスト教排撃の風潮が盛んであったから、とされている。たしかに、内村鑑三の不敬事件、熊本英学校の教師奥村禎次郎の解雇事件（1892.1）、北海道樺戸の典獄大井上輝前の不敬捏造事件（1892.10）、さらに「教育と宗教の衝突」論争（1892—93）をみれば、この事は明らかである。キリスト教に対する世論の排撃的態度はそのままこれを標榜するキリスト教系私学に向けられた。1890年4月の東洋英和女学校のG.A. ラージ夫妻の死傷事件、5月の明治学院のW. インブリーの殴打事件は単に外国人を排斥しようとする日本人の国粹感情のみならず、キリスト教主義学校の宣教師に対する彼らの反感をも示す出来事であった。⁷⁾しかし、これだけが低迷の原因であろうか。

92年7月の第4回夏期学校でキリスト教系諸学校の教師・学生がその問題に

ついて懇談会を開いた。その報告書（筑水生記「基督教主義普通学校の盛衰」『基督教新聞』1892.9.16, 23）は、当時の学校に関する彼らの問題意識を端的に表明しており、興味深いので、これを紹介しよう。それは、まず、八つの学校の生徒総数が4年前より半分以下の千余名になった。慶應義塾のように徴兵猶予の特典がない学校でも1,400名の生徒を集めている以上、その減少を特典の有無によるとみるとできない。また、一般の女子教育機関、男子の中・高等教育機関も順調であるのに、キリスト教主義普通学校がなぜ不振か、という。そこで、11の原因をあげる。参加者の見解に相違があるために、一貫したものではないが、列挙すれば、(1)英語学の不振、(2)国家主義の反動、(3)国民の知的水準の向上、(4)外国人の学校経営、(5)実業教育の思想の欠如、(6)就職の保証の欠如、(7)学校側と生徒との教育目的の相違、(8)時代風潮に便乗する学校設立者、(9)反キリスト教的小学校教育、即ち創立期と現在の時代状況の差、(10)国民教育の欠如、である。最後に、その振興策として、教師と生徒の至誠ある交わりの確立、大学設立、それが不可能なら神学校の充実、普通教育の廃止、小学校設置、徒弟制実業教育の導入が唱えられた。

彼らの観測に疑問がないわけではない。しかし、彼らが国家主義の反動だけではなく、さまざまな要因をあげて、当時の教育の動向および生徒たちに反映する社会の教育要求とキリスト教系普通学校の教育方針とのギャップを指摘し、そこからも不振の原因を探ろうとする彼らの発想は的を射ている、といわねばならない。たとえば、(1)、(3)に関連するが、彼らはキリスト教系私学が英米の学問を専ら教え、もはや専門的知識がなければ通用しない時代なのに、専門的学科がないことを批判した。当時の学界の動向はすでにヨーロッパ、特にドイツに关心を寄せ、文部省派遣の留学生の多くはその方面に学んでいた。87年9月には帝国大学は法科大学に英法のみならず、仏法、独法、文科大学に英文学科だけでなく、ドイツ文学科を増設していた。高等中学校はもとより、尋常中学校でも約8年間第二外国語としてドイツ語かフランス語の履修が求められていた（「高等中学校の学科及其程度」1886.7、「尋常中学校の学科及其程度」1886.6）。医学、建築、美術、音楽といった分野ではドイツのすぐれた成果がとり入れられていた。そうなると、どうしても学問の専門化、それに対応

する専門学科が必要になる。これと日本の近代化にともなう諸科学の研究と教育に対する社会の要求が結びつく。キリスト教系私学はこのような教育的状況に対応していないという彼らの批判は、決して不当なものではなかったのである。もう一つは(5)に関連する問題である。彼らは、キリスト教主義学校が伝道者、教師を養成することを重んじ、法律を学び、政界に入り、実業につく人を養成しないのみならず、そういうことを卑しむ気風がある。温和なお人好しをつくるが、機敏な人はつくらない、という。当時、日本は中央・地方における司法、行政上の官吏を必要としていた。

前節で述べたように、私立法律学校出身者にも登用の道を開いたのは、そのためであった。また、日本資本主義は政府の強力な支援のもとに政商や地主資本を中心とし、軽工業を中心として発達し、生産力も増大していた。その生産がなお貧弱であった国民の消費力を上回ったので、90年には不況が襲来した。日本資本主義の興隆は日清戦争以後になったとしても、実業界への関心と熱意は高まっていた。文部省も86年に直轄諸学校を改組して官立の東京商業学校（のちの高等商業学校）、東京職工学校（のちの工業学校）とした。懇談会参加者はこのような時代の動向に敏感に反応し、キリスト教系私学の教育に問題を提起したのである。これに限らず、たえずキリスト教伝道を意図する学校側と就職や進学に役立つ教育を期待する生徒側のギャップは大きかった。この懇談会報告書がいようとおり、今やキリスト教主義学校は創立以来の方針に立って伝道のための教育、神学校の充実につとめるか、時代の趨勢に応じて実業界や政治界に人材を提供する教育にたずさわるかといった二つの岐路に立たされていた。ただし、前者であれば、現在の低迷状態は続くし、後者であれば大学における専門研究と教育がのぞましく、そのためには資金、人材を必要とする。果たしてミッションはそれに理解を示すだろうか、教育法規のうえで、それは可能であろうか。いずれにしても、彼らに明るい展望はなかったのである。

このように八方塞りになったキリスト教系私学が選んだ道は中学校令による尋常中学校設置であった。尋常中学校は学校教育制度において高等中学校—帝国大学とつながる高等普通教育機関として重要な位置を占めてきた。特に高等中学校が94年に高等学校と改称されてから、次第にそれぞれの間の連絡がとれ

尋常中学校の年度別比較⁸⁾

年度	学 校 数				生 徒 数			
	官 立	公 立	私 立	合 計	官 立	公 立	私 立	合 計
1886	0	54	2	56	0	9,991	309	10,300
1887	0	43	5	48	0	9,262	915	10,177
1888	0	41	8	50	0	8,903	1,538	10,441
1889	1	43	9	53	74	9,831	1,625	11,530
1890	1	43	11	55	66	9,916	1,638	11,620
1891	1	44	10	55	130	10,941	2,284	13,355
1892	1	48	13	62	156	12,428	3,605	16,189
1893	1	58	15	74	176	14,881	4,506	19,563
1894	1	65	16	82	184	18,433	3,898	22,515
1895	1	79	16	96	199	25,669	5,003	30,871
1896	1	99	21	121	201	33,915	6,662	40,778
1897	1	130	27	157	229	43,223	9,219	52,671
1898	1	138	30	169	251	49,684	11,697	61,632
1899	1	156	34	191	294	56,501	12,384	69,179
1900	1	184	34	219	321	64,051	13,943	78,315
1901	1	207	34	242	340	72,823	15,228	88,391
1902	1	221	36	258	331	79,053	15,643	95,027

るようになり、文部省の関係法規の改正、行政指導、地方官庁などの経費負担を含む行政処置によって教育程度やその設備も充実していった。これに相呼応して国民の就学率、進学志望者数が特に日清戦争以後急上昇し、尋常中学校は拡張期を迎えることになった。1900年前後になると、その学校卒業生は、高等学校、官立の商工農医、私立の法経の専門学校などに進学するにせよ、あるいは社会に出てさまざまな職業につくにせよ、安定した供給基盤となるに至った。低迷していたキリスト教系私学はこのような状況を見逃がさなかった。彼らの中で比較的強固な基盤をもつ学校は、強いて言えば、人文系の高等教育機関を持ち、その予備段階として尋常中学校に該当する学校ないし学部をもっていた。しかし、彼らは、たとい地方長官の認可を受けたにしても、学校令に関係のない学校であった。そこで後者を改組して中学校令による尋常中学校を設置することを考えた。それは、たしかに尋常中学校志願者の増大に鑑み、生徒数を一定程度確保することになり、より高度で専門的な教育を他の学校に求め

てそこに送り出すことにより生徒たちの進学・就職に関する要望を満たすという、甚だ好都合な方法であった。しかし、彼らにとって、天皇制国家の学校教育制度の枠の内に入るということは初めての体験であり、それが何を意味するかという事を彼らはやがて知るようになったのである。

乏しい現存の資料にこの話題が初めてみられるのは、93年5月の基督教主義学校教育会においてである（『福音新報』1893.5.26）。東京のキリスト教系私学関係者が教育問題について話し合うために設けたこの会において、青山英和学校の和田正幾が男子普通科を尋常中学校に改組してはどうかという私見を提出したところ、大多数は反対であったことが報じられている。キリスト教系私学でこれに初めてふみきったのは、米国聖公会系の奈良英和学校であった。奈良地方は80年代にJ.マキム（John Mckim）が日本人伝道師たちと共に伝道し、その関係でこの学校が設立された。この学校は94年12月に文部大臣の認可を得て、翌年1月に尋常中学校開校式を挙行した。これには来賓として県知事、高裁所長をはじめ、地方行政官、司法官、公立学校長、実業家、また立教学校の左乙女豊秋、地方会の聖職・信徒が列席し、奈良教会で開校のための礼拝、中学校で開校式が行なわれた。式には君が代斎唱、河村九淵校長の勅語奉読、玉置校主の学校略歴の演説、河村校長の教育方針に関する演説、関係当局者の祝辞などがあり、華々しいものであった（『基督教新聞』1895.3.8）。このような光景は、伝道困難な奈良地方では、これまで考えられないことであった。この奈良尋常中学校設置とその後の経過は不明である。ただ、この学校は直ちに第一高等学校推薦入学の指定校となったこと（同上紙、1895.4.19）、河村校長は教員・生徒を率いて氷室神社に参拝したこと（『福音新報』1896.11.27）が知られる。

翌96年4月には立教、青山学院、東奥義塾、同志社などが尋常中学校を設置した。後述のように、明治学院の場合は反対意見もあって、その設置はおくれ、認可を得たのは98年6月であった。その設置の経過はそれぞれの学校で違っていた。たとえば、立教は制度改革を行ない、96年4月に立教尋常中学校を発足させたが、居留地にあったため、認可が得られず、98年4月にようやくこれを得た。⁹⁾青山学院は予備学部を尋常中学部とし、学科組織も改編して尋常中

学校と同等のものにしたが、文部大臣の認可が何時得られたかは不明である。¹⁰⁾ 明治学院では97年12月に普通学部教授会がその設立を決議し、同月理事員会はその勧告を採択し、ミッション本部にその事情を説明することにした。翌98年6月の理事員会はその設置が認可されたという報告をうけた。従来の普通学部普通科は尋常中学部になつた。¹¹⁾ しかし、その間のくわしい経過はわからない。ただ、その認可について文部省より東京府への指示(1898.4.12)の中に、次のような文章がある。「近來既に設置し又は設置せんとする私立尋常中学校には其規則上公然表明せざるも実際に於ては基督教主義と混同教授することなきやを疑わしむるもの間々有之候処元来教育と宗教とは混同せしむべからざる旨趣に付本件明治学院尋常中学部並に過般御協議有之候立教中学校等に就きては其辺特に注意を加え右様の儀無之様嚴重監督相成度省議を経て回答旁此段申進候¹²⁾也」。これを一読するだけでも、キリスト教主義学校が中学校令による尋常中学校の設置認可を得ようとするとき、容易でない問題があったことが、明白である。同志社の尋常中学校設置の経過を知る資料が現存するので、この問題を述べよう。¹³⁾

当時、同志社（男子系）は普通学校尋常科（4年制）とその準備機関である予備学校（2年制）、専門教育機関として神学校、ハリス理科学校、政法学校をおいていた。生徒数は他のキリスト教私学と比べものにならず、約500名であった。しかし、85年よりアメリカン・ボードとの関係がきわめて険悪になり、翌86年4月に社員会（理事会のようなもの）はミッションの寄付金と宣教師派遣を年末限りで謝絶することを決議した。経営の困難、規模の縮小は必至であった。このような苦境にある同志社がその挽回策としてとった処置が、尋常中学校設置であった。「同志社報告（明治二八年度）」によれば、95年始めて教員会がその原案を起草し、4月の社員会に提出したが、社員会は時機が熟さない¹⁴⁾として保留した。翌96年始めて教員会はさきの原案を修正し、3月の社員会はこれを採択した。その決議録によれば「……其組織は政府の許す限りは同志社普通学校内に尋常中学科、高等科を置くことに決す（但し名称等は追って議する事）」（「同志社社員会録事 自明治二九年三月至明治三二年三月」）とある。結局名称は同志社尋常中学校となった。

さて、この学校が中学校令による尋常中学校となるためには、地方長官を経て文部大臣の認可を必要とした。その際、文部省が定めた設備規則（1891.12）、学科およびその程度（1894.3）、入学規定（1894.9）に準拠する義務があった。その中に、前節で述べたように、勅語にもとづく道徳を教える倫理科目があった。同志社は天皇制教育とキリスト教主義教育の問題に直面した。そこであらわれたのが、「同志社全教員会建議桉」である。これは96年3月に教員会が決議し、同月の社員会に建議したものである。「同志社各学校教育の主義／同志社各学校は本社教育の趣旨に従い基督教を以て德育の基本とし、智徳併行の実を擧げんがため左の条目に因て教育を施すものとす。／第壹条 神を敬愛し正義の法則を遵奉する事／第貳条 基督を尊崇し其垂訓に遵い博愛の大義を実行する事／第参条 各自の品性を修養し社会の道徳を増進する事／第四条 教育勅語の趣旨を奉し忠孝の道を守り国民の義務を完うする事／第五条 誠実自由の討究を旨とし諸般の学術を研究する事」（同上録事）。社員会はこれをとりあげ、「右は同志社全教員会の教育主義の意志を代表せしものとして之を認め置くこと。尤も公けに規則書等に掲ぐる事は為さざる事に決す。」と決議した。当時、予備学校教頭は柏木義円、普通学校教頭は浮田和民であり、さきの建議案の作成に彼らもあずかったのであろう。社員会はそのかなり強烈なキリスト教主義教育理念にためらいを覚えたのであろうか、これを公表しないことにしたのである。それにしても、これが五カ条にわたって項目として羅列されると、第4条と他の条項との内的関連が明らかでなく、その間に矛盾が生まれたときに、これをどのように解決し得るのか、という疑問が残るのである。

事実、次のような問題が生じた。「同志社尋常中学校設置桉」によれば、「倫理科教授は昨年の教員会議の決議に従う事／（参照）倫理科は聖書其他便宜なる教科書若くは講義を以て倫理を教授する事」（同上録事）とあった。それには、さらに詳しい取り決めがあった。「尋常中学校倫理科／第一条 第一年第二年は毎週一回口授若くは教科書を以て倫理の大要を教授する事／第二条 第三年第四年第五年は毎月一回は講述に由り其他は聖書を以て教授する事…」（同上録事）。これが教員会議の決議であろう。その文章が曖昧で、わかりにくいくが、解釈によっては、1—2年では文部省検定の倫理科教科書を用いずに講義

をし、3—5年ではほとんど聖書を用いて講義することができる。京都府庁はこのあたりの事を問題として同志社に問い合わせてきた。宗教と教育を混同しないようにという名目のもとに、勅語による臣民教育を要求し、聖書による人間教育を排除しようとしたのであろう。そこで4月の教員会は、宣教師J. デビス (Jerome D. Davis) の反対を押ししきって、「尋常中学校倫理科に聖書を用ゆる事中学校設立出願に不都合の様子なるを以て左の如く修正す／一 倫理は勅語の旨趣に基き人倫道徳の要領を授く」(「小崎弘道文書」)¹⁶⁾とした。その意味は勅語と聖書はその趣旨によって同一であり、勅語をキリスト教的に解釈することは可能である、ということであろう。

尋常中学校設置認可に際して加えられた圧力は、それだけではなかった。府庁の質疑に対する答申書の中に、同志社は尋常中学校卒業式に際して「皇室の為め及び我が国民のために天祐神助を祈るの意を表わすは臣民たる者の義に於て当さに為すべきの本分と存候」(同上文書)とし、天皇家や国民のために祈禱を行なう余地を残していた。これに対して、府庁は、国民教育に宗教儀式は認められない、と指示してきた。いうまでもなく、キリスト教的儀礼行為を排除することによって、天皇教の祭祀を貫徹するためであった。同志社は96年7月に尋常中学校長浮田和民の名で、次のような問い合わせと弁明をした。「本年四月一日同志社尋常中学校設立認可の義願出候処今に何等の御沙汰無之生徒中其方向に惑う者も有之候間甚だ恐縮の至りに御座候共至急御認可の程奉願候尤も本社に於て右尋常中学校を設立致す理由は全く教育上の目的に出て毫も布教伝道の事に關係無御座候此段併せて開陳仕候也」(同上文書)。

さらに同年9月4日には同志社校長小崎弘道名で、次の答申書を府知事あてに提出した。「一 同志社尋常中学校倫理教育方針は教育に関する勅語に基き人倫道徳の要旨を受け徒に倫理学の理論に馳ける事なく専ら躬行実践を目的と致申候而して／皇祖皇宗の神靈を敬い各自其祖先を尊び国民として忠孝の資性淳厚ならん事を期し教員たる者常に其生徒に対するや報本反始の心志を啓培涵養するを以て国民教育上最も尚ぶ所なりと思惟仕候／一 大祭祝日には生徒を会集して教育に関する勅語を奉読し且つ意を加えて聖意のある所を誨告し或は歴代天皇の盛徳鴻業を叙し或は先哲の送訓伝記を述る等其祝日大祭日に相当す

る講演をなし以て忠君愛国の志氣を涵養せん事を務むるは同志社尋常中学校の本旨にして亦之を実行するの見込み御座候／一（教員はすべて免許状所有者をもって約2年後に補充する見込があることを述べる一筆者）／一 同志社尋常中学校に於て卒業証書授与式等挙行の場合に於ては布教伝道の方略として宗教上の勤行に属する式典を加うる事無之は勿論生徒等に向い大に訓言誨告を施し以て其心肝に教育に関する勅語の趣旨を銘刻せしめん事を勉め可申候／右は同志社尋常中学校設立認可出願の件に関し御質格に対し答申仕候也¹⁷⁾。

この4項目のうち、第1と第4は、府庁が認めなかつた前述の問題に対する答弁であり、第2は前節で述べた「小学校祝日大祭日儀式規程」（1891.6.17）を尋常中学校に適用して弁明したものであろう。同志社尋常中学校はこの答申書提出により、12日後に京都府指令丙3条第2276号をもつてその設置が認められた。¹⁸⁾

ここであらためて同志社が尋常中学校設置に関して府庁に提出した文書を通して、キリスト教主義教育をどのように考えていたかを問わねばならない。この設置に際して同志社はキリスト教をもつて德育の基本とするという立場を再確認した。ところが、伝道布教のためではなく、天皇制教育に奉仕するためにこれを設置したという。また、倫理科で聖書を使用せず、勅語にもとづいた国民教育をし、式典では祈祷などのキリスト教的行為を行なわず、天皇制教育にふさわしい儀礼行為をする、という。それでは尋常中学校の生徒たちにキリスト教に立つ人間教育をどこで、どのように実践しようというのだろうか。同志社は国民教育の名のもとにキリスト教的教育活動を学校から取り除いていったのである。

キリスト教系私学が中学校令による尋常中学校設置にふみきろうとするならば、地方官庁を通して天皇制国家権力がキリスト教系私学にどのようにふるまってくるかは、同志社の場合をみれば、明らかであろう。さきに述べた明治学院尋常中学部設置に関する文部省の東京都への指示も、京都府庁の行政指導と性格を同じくするものである。それは、私学であっても国家の学校教育制度の中に自己を位置づけようとするならば、天皇制教育に奉仕しなければならない。この教育は宗教的性格さえ帶びている以上、それと異質的とみられるキリ

スト教的儀式や教育をしてはならない、というのである。このような立場を代弁し、キリスト教関係者にきびしい警告をした論説がある。ヘルバート主義者として知られる谷本富の「基督教諸学校に就きて所感」(『六合雑誌』1896. 6)である。彼はキリスト教系私学の衰頽の原因にふれ、その最大のものは「國家の精神の發揮は基督教学校と相容れず」である。ただし、それをかつての教育と宗教の衝突論争といった思想的次元でとなえているのではなく、教育制度の問題として考えているとし、こう述べる。「我が国の教育制度は国家教育制にして、基督教本来の教育制度は個人教育制なる事之れなり。……余輩は言う、教育は凡て国家に属すべし。是れ蓋し國家安泰の基なればなり。而かも基督教徒は教育を以て寧ろ家族に属し、教会の関与すべきものなりとす。」したがって、欧米ではカトリック、プロテスタントの大勢は国家の教育専有権に反対した。そこで「我が国基督教学校が近頃続々尋常中学制を採用せんとするは、到底其の所謂教会固有の教育権を放棄して国家権勢の下に置くにあらずや、宜なる哉、現に基督教徒中にもこの改正を見て基督教学校の特色を失うと非難する者多く、尚且つ資本主たる海外教会は大に不満なるが如しと云う」とする。もっとも、彼はヘルバート主義者として国家の教育支配と管理を唱える立場から、キリスト教系私学も尋常中学校制をとるべきであると唱え、ただ信徒の子供を対象とするとか、神学校の予備学科として設置してはどうか、というのである。

彼の論議は日本のキリスト教系私学が持つ固有の課題やそれにともなう問題、つまりミッションおよび教会との関係、日本の学校教育制度との関係といった問題の深さ、重さを知らず、外国の事例をひきあいに出して、日本の教育制度とキリスト教のそれとは相容れない、とするのであり、抽象的論議といえば、それまでである。しかし、彼がキリスト教系私学の問題を教育制度の側面からとらえ、しかも教育内容とか方法といったことではなく、「教育は誰に属するや」という教育権の所在の問題をとりあげたことは注目に値する。そして「教育は凡て国家に属すべし」という彼の主張は、前節に述べた、帝国憲法(具体的には第9条)に由来する天皇制国家権力の教育独占と支配を率直に擁護したものである。彼の論説はキリスト教関係者に、尋常中学校を設置するならば、この事をふまえてかかるべきことを警告した、と解されよう。ところが、

この事をふまえないで尋常中学校設置に賛同していく人たちがキリスト教関係者にみられるのである。二つの論説を紹介しよう。

まず社説「基督教徒の教育事業」(『基督教新聞』1896. 12. 25) で、これは編集者渡瀬常吉のものであろう。¹⁹⁾ 彼によれば、近来の尋常中学校設置のこころみを時代の風潮を追うもの、キリスト教の精神を汚すようにいう向き（後で述べる植村の論説を指しているように思われる）もあるが、これはキリスト教の教育事業の一進歩である。教会と学校は密接な関係があるが、両者は任務を混同し、教育を伝道のためといって、教育そのものをなおざりにしている現状である。尋常中学校設置によって教育と宗教は分離される。さらに、尋常中学校は高等学校と連絡するから、生徒たちが高等教育をうけ、社会に出て活動するうえで便利である。したがって、このこころみはキリスト教系学校の衰運挽回の策であり、教育家が自己の正当な職務を自覚したことのあらわれとして、祝福したい。教育家がキリスト者であるから、その教育もキリスト教的にせよというの店主がキリスト者であるから、その商売もキリスト教的にせよといふのと同じである。「教育家が忠実に熱心に公平に子弟を愛育し其発達を奨励せんには之に増したる基督教的態度世豈に之れあらんや」、というのである。この主張は尋常中学校設置を推進し、これを支持する人たちにかなり共通の見解であろう。そこには、尋常中学校設置が天皇制教育の支配体制にくみ入れられることを意味するという認識はない。したがって、宗教から教育を分離させることによって、天皇制の宗教的性格を教育の中に持ち込み、フルに發揮させることになるという認識もない。また、尋常中学校で熱心かつ公平に教育にたずさわることは、天皇制に忠実に奉仕することにつながるといったことも考えられていないのである。

青山学院で尋常中学部の設置を「英断」したのは、院長本多庸一であった、²⁰⁾ といわれている。彼はその後米国のメソジスト監督教会総会に出席し、8月末に帰国してから、米国での見聞にもとづいて、日本のキリスト教主義教育の問題について『同志教育』、『護教』に執筆した。その中に尋常中学部設置を擁護する見解が述べられている。しかし、筆者の知る限り、この資料は現存しない。ただ、同学院教授松島剛がこの設置を弁明したものが、『同志教育』、『護

教』に掲載され、それを紹介する記事「宗教学校の尋常中学問題」（『青山評論』1896.10.27）がある。間接的なものであるが、よくまとめられていると思われる所以で、それを簡単に述べる。それによれば、キリスト教主義学校が他と相違するのは德育についてであり、尋常中学部として学科組織上の改編をしたからといって、この事を捨てるわけではない。尋常中学部にしたのは、生徒の便、校勢挽回、制度の整備のためである。日本の高等普通教育は、教会所属の如何を問わず、日本に生長し、日本の学生に適したものでなければならない、というのである。

この見解はまことに安易といわねばならない。青山学院は学科組織を改編して尋常中学部をつくっただけであり、これはその設置認可を文部大臣より得ていない段階における見解であるから、そうなるのであろう。もしその認可を得るとなれば、キリスト教による德育は勅語の趣旨にもとづく德育とされ、同志社の場合にみられたように、キリスト教的儀式や教育はできなくなるのである。もっとも青山学院の場合、勅語教育をキリスト教によってうらづけようとする方針が次のようにみられる。²²⁾ 1889年度および90年度学則一覧によると「本校の目的は……高等普通教育を授くるに在り然れども独り智育を与うるのみならず基督教主義の道徳を以て品行の基礎を造るを主眼とす」とある。勅語発布後の91年度も同じ趣旨の文章が述べられているが、その一覧の扉に勅語を掲げ、その裏に「基督教道德一斑」として聖書の中から、勅語の文章に関連すると解された箇所 (I Cor. 13 : 2-8, Mt. 5 : 10, Col. 3 : 25, 3 : 18-22, 4 : 1, Joh. 15 : 13, I Tim. 5 : 1-4, I Pet. 2 : 7, Prov. 24 : 21-24) が漢訳でのせられている。そして、93年度学則一覧には、勅語が別色刷で巻頭に掲げられ、「基督教一斑」はのせられなくなった。これは勅語教育によってキリスト教主義教育を放棄するのではなく、後者が前者に奉仕する姿勢を示したものといえよう。なお、93年度一覧には「基督教一斑」に代わって、「私立学校の必要」がのせられた。これは官立学校の教育が外面的、機械的で、その時の政策に左右され、智識の偏重、德育の軽視に陥っていると批判し、独立の精神、道徳精神の涵養を重視する教育の意義を述べ「現今錯雜たる教育界に在て政策の羈絆の外に独立し」この精神を涵養する私学の必要性を高らかに唱えている。²³⁾ そうであ

るならば、その官立学校への結びつきを求めて青山学院がなぜ尋常中学部を設置したのか、それが果たして「生徒の便」に真の意味でなり得るのかが、あらためて問われねばならないだろう。

尋常中学校問題をあつかった論説はきわめて乏しい。その中でも反対意見を提出したものは殆んどない。その意味では「基督教徒の教育問題」(『福音新報』1896. 11. 27, 12. 18) の反対論は注目してよい。この筆致よりみて、これは當時明治学院神学部教授であった植村正久のものであろう。彼はここでさきの青山学院の「私立学校の必要」をさらに鋭くした論調で、こう述べる。「過渡なる教育を機械的に施し、凡ての生徒をして唯だ国家中心主義の奴隸たらしめんとするは文部省の規定せる教育の大患に非ずや。此際少數の基督教者が毅然として其の主義を堅守し、兎に角其の理想とする所を主張し、其の力に応じたる分限に於て之を実際に應用せんことを圖るは、豈に國家の慶事に非ずや。かく画一の弊横流せる今日に於て、健全なる方法を以て特殊なる異分子を養成すべき教育は甚だ必要なりと謂わざるべからず。」として、キリスト教主義教育の重要性を唱える。そして官立学校に入り、学士の称号を得たいものは、文部省の決めた学校制度の学校に行けばよい。しかし「社会の実況を看破して、深く思慮を運らすときは、文部省学制の規定外に飄逸高踏して天下の人材を教育の余地縛々として、裕かなりと謂わざるべからず。／今日は文部省の規定に外れ、独立の主義を操りて教育するの施設を必要とする場合なるにも拘らず、且つ基督信徒の資金甚だ裕かならず、同志の人物常に乏しきを告ぐるにも拘らず、故らに尋常中学の如きものにまで手を広げ、其の經營に忙殺せらるるは策の得たるものに非るなり。況んや文部省の規定に従い、官の認可を受けて、尋常中学の教育を施すに当りては、常に宗教の事につき、意の如く行うこと能わざるもの多きに於てをや。」そして、キリスト教の精神を伝え、品性の陶冶を主要な教育目的とし、広く世界的視野を養うミッション・スクールは今日の教育界に貴重な存在である、とし、「唯だ彼ら(学校当局者—筆者)が生徒の少きを憂い、外国宣教師が本国に報告書を送る間に感ずる苦心を憫笑しつつ、自らも同様の弊に陥り、妄りに生徒の多数ならんことを渴望し、左顧右眄あたかも時のもの商売をなすが如き陋態を演ず。我等は最も之を嘆息するのみ。」

といでのである。

植村は、伝統的なキリスト教主義教育を擁護する立場に立ち、その教育を貫徹しようとするならば、国家の定めた学校教育制度の外に立たねばならないとして、いわば各種学校論を唱える。そして実際に尋常中学校を設置したときに、キリスト教的儀式や教育についてさまざまな干渉をうけることが多いことを知っていた。その意味で、尋常中学校の学科組織をとりつつキリスト教主義教育を実施していくという青山学院当局の考え方には、原則的に反対であったし、現実的にも不可能である、と予測していた。同志社の例をひくまでもなく、その予測は当っていたのである。さらには谷本が擁護した天皇制国家権力の教育独占と支配の問題点を鋭く見わけていた、ともいえよう。しかしながら、彼の各種学校論をキリスト教系私学に具現するためには、このような見解を支持する思想的勢力とこれを支える経済的基盤がなければ、理想の空論に終わる。その担い手は教会であるが、その実力が質量とともに不足している現状ではミッションということになるだろう。彼の主張は日本のキリスト教の独立にかかるミッション・スクール、つまりミッション経営の学校の問題につながっていった。

植村は盟友で明治学院総理である井深梶之助に尋常中学校設置問題について学校経営者としての見解を聞いた。井深はそれに応じて「基督教主義普通学校は文部省の特別認可を求むべき乎」(『福音新報』1897.1.1) を寄稿した。彼はここで「ミッション・スクール問題は一方に於ては国民教育との関係あり他方に於ては内外教会との関係もあり随分複雑せる問題」であるとし、くわしく論ずるには時間的余裕がないことわる。そして本多が『護教』で尋常中学部設置の妥当性を述べたことにふれ、尋常中学科の編成とその文部省認可是別問題であるとし、キリスト教主義教育を儀式にしないで文部省認可を得ることは困難ではないか。将来はともかく、現時点でキリスト教主義教育か、文部省認可かと問われたら、自分は前者に重きを置く、といって、一応植村の見解に同調した。それは、植村と違って、学校経営に苦慮し、それでなんとか筋を通そうとする井深の慎重な意見といえよう。そういう彼を総理とする明治学院がどうして尋常中学部設置にふみきったのか、その時期がおくれたのは、内

部でさまざまな論議があり、まとまらなかつたためであろう。その事実経過がわかれれば、ここに述べた井深の見解の移行過程も明らかになるだろう。²⁴⁾ その経過が不明である現在では、ここで論議を中断するより方法はない。

3 同志社の綱領削除とその復活

同志社が1896年の尋常中学校設置認可の過程において、キリスト教教育や儀式に関して天皇制国家の干渉をうけ、後退していったことは、既に述べた。それより2年後に、この学校はキリスト教主義教育の死活にかかわる問題を起こした。いわゆる綱領削除問題がそれである。ここにも天皇制国家のキリスト教私学政策の一端がみられるので、とりあつかいたい。また、そこから柏木義円と安部磥雄の間にキリスト教主義教育に関する論争が起つた。これもキリスト教私学が直面した問題を明らかにするので、とりあげよう。

同志社の綱領削除の経過は次の通りである。²⁵⁾ 97年4月に小崎弘道が不明朗な理由で社長を辞任し、浮田和民、ついで柏木義円が、これに関する社員会の態度を批判して辞職した。²⁶⁾ 社員会は小崎辞任の善後策を講じ、5月3日の社員会で横井時雄を校長候補としてあげ、社長の事務を兼任させることにし、教員会への諮問ののち、これを決定した。横井はこれをうけ、翌日の社員会で自己の教育方針を説明した。この方針はのちの綱領削除につながる論理を述べているので、注目に値する。彼はいう。(1)同志社を復興させるには「同志社従来の歴史と現今日本の時勢」とをどの程度まで「調和互譲」させるかが、問題である。(2)同志社のミッションよりの独立主義は確守する。(3)同志社がキリスト教を德育の基本とすることは永久不変の方針である。ただ「其所謂基督教主義の教育とは、基督教の感化と基督教の見識を得て人材養成の必要具となす」ことである。伝道者養成やキリスト教の研究は神学校の課題であり、この両者は区別する必要がある。(4)同志社の通則は十数年前に制定された。今や民法施行も間近いので、通則改正の草案をつくり、6月の社員会に提出したい、と。

横井時雄は90年代の中頃に新神学に傾斜し、キリスト教を人類に普遍的な真理のあらわれとし、それを日本に伝えるには、欧米の教派的伝統、神学的構想、生活慣習を排し、日本の精神的伝統に積極的に適応させていかねばならな

い、と考えるようになった。こういう立場に立つ限り、「時勢」の動向に自己をゆだねることになり、キリスト教はその歯止めとなるような性格を持ち得なくなる。したがって、同志社の伝統と日本の時勢との「調和互譲」といっても、実は前者が後者に道を譲ることになってしまう。綱領削除はそのあらわれであった。また、神学校とそれ以外の学校をわけているが、それによってキリスト教教育を神学校に局限し、他の学校ではそれを行なわないという方法も考えられよう。綱領の第3条後半の削除はまさにそれであった。

さて、民法施行に備えて、社員会はその構成を校友会や教員会と協議のうえで決定し、8月には同志社通則の改正草案を審査する委員として横井、三好退蔵、湯浅治郎を選んだ。翌98年2月17日の社員会は彼らが提案した通則草案を審議し、これについて文部省と交渉するために、横井、三好、徳富蘇峰を訪問委員として選んだ。同月23日の社員会は徳富が文部大臣と会い、徴兵猶予の問題について交渉した経過をきき、通則改正の問題を審議し、改正を急ぐ部分について、次のように可決した。通則第1章綱領のうち、第2条の「本社を同志社と称す。本社の設立したる学校は総て同志社某校と称し悉く本社上の通則を適用す」は、その前半を第1条に入れ、後半を削除する。また、第6条の「本社の綱領は不易の原則にして決して動かす可らず」も削除する。その理由は、第2条の後半に関連して同志社のキリスト教主義教育に「誤解」のおそれがあるためであり、第6条は元来綱領の趣旨が永久不動であることを意味したが、この文言では一字一句も変更できないように解釈される。それでは綱領の趣旨を活用して本社の事業を発達させるうえで、支障が生じる憂いがある、というのである。

この綱領削除について横井の弁明がある。²⁷⁾ 彼の説明によれば、同志社は教育機関として徴兵猶予などの特典を得るために文部省に認可願を提出してきたが、得られなかった。そこで、文部省が認可しない理由を調査したところ、彼らは同志社がこの特典を得るのに必要な条件は満たしているが、ただそれが教育機関なのか、宗教学校なのかを判断しかねているためであることがわかつた。前者であれば、認可は可能であるが、後者であれば、そういう事は問題にならないのである。そこで、97年末の認可願では、神学校を宗教学校として

その特典の請求より外し、尋常中学校、高等学部についてこれを請求する願を提出した。しかし、文部省は同志社通則によって同志社全体が宗教学校ではないかという疑惑を抱いていた。彼らによれば、その通則第1章の綱領第3条は「本社は基督教を以て德育の基本とす」とあり、第2条後半は「本社の設立したる学校は總て同志社某校と称し悉く本社の通則を適用す」とある以上、尋常中学校や高等学部もキリスト教主義に立ち、キリスト教の科目も教えることになると解される。結局、同志社は宗教学校であるから、その認可は問題にならないのではないか、というのである。これに対して、同志社側は、綱領でいうキリスト教主義教育というのはキリスト教の精神を学内に拡充することを意味し、その手段としてキリスト教を科目として教えることも考えられるが、それは絶対的な条件ではない。事実尋常中学校はこれを教えていない。文部省の綱領解釈は同志社の実情に即していない。このような「誤解」をさけるためには、綱領の第2条後半を削除する必要がある。そうすれば、たとい第3条があっても、それは一般的原則であり、その故に尋常中学校などがキリスト教教育をやっているという「誤解」をさけることが出来る。この部分を削除する以上、第6条も削除しなければならない、と判断したのである。そして、この綱領削除により、同志社はキリスト教主義学校でなくなるのか、という疑惑に対しては、第3条がある以上、そういう事はあり得ない、と主張した。この綱領削除によって同志社は98年3月16日付で神学校を除く男子学校において徵兵令第13条による認定を得ることになった。²⁸⁾ 一般の私学では、これは慶應義塾について2番目の認定であった。

ところが、この綱領削除の社員決議が伝えられると、同志社卒業生の会である校友会、組合教会の人たち、植村正久、田村直臣、田川大吉郎、片山潜、本多庸一など他教派の人たち、さらにアメリカン・ボードの宣教師たちがきびしい批判と攻撃をもって同志社にせまってきた。その急先鋒は、当時『基督教新聞』の主筆をしていた留岡幸助であった。そのために、この新聞はこの問題に関する記事、特に反対派の動き、この問題をめぐる論争の経過を知るうえで、貴重な資料になる。また、小崎が当時刊行していた『新世紀』も、反対の立場より、その情報や主張を掲載している。このような反対運動に対して、横井を

はじめ、安部、原田助、湯浅らが弁明をし、対策を講じていった。反対運動は最初校友会員を中心として展開された。神戸を除く各地の校友会ないし校友有志は反対の意志を表明した。その趣旨を簡単にいえば、社員会が校友会に諮詢することなく、これを決定したのは、軽率であること、社員会は不易の綱領を削除する権限を持たないこと、同志社のキリスト教主義教育はこの削除により消滅すること、アメリカン・ボードを通じて同志社に寄付をした人々はこの綱領を持つ同志社に信頼をよせてきたのであり、その削除は彼らの信頼を裏切ることになることなどである。

4月14日に、校友有志大会が横井ら8名の社員を迎えて開かれた。この大会で綱領削除を可とする者32名に対して、否とする者44名であった。削除賛成者が退場したので、反対者たちは強硬な手段で社員会にたち向かうことを決めた。これより少し前に開かれた第13回組合教会総会も、綱領削除反対を決議した。これらに勢いを得た反対派は、校友会臨時総会を開いて決着をつけようとしたが、学校当局が開催権を持っているために、その開催は困難であり、結局6月28日の定期総会でこの問題がとりあげられることになった。その間、学校当局の弁明工作は活発に行なわれ、それなりの成果を得たようである。総会は横井の報告という方法でこの問題をとりあげ、反対派は意見を唱えていたが、入れられず、退場してしまった。結局、賛成派の見解が決議された。その主要な内容は次の通りである。「一 同志社校友会は社員が綱領第二条の一部及第六条を削除したる決議を是認す但し其の手続に於ては尽くざりしものと認む 二 同志社校友会は右社員会の決議により従来の教育主義を変更したものに非ずと認む」(『同志社校友会総会』『基督教新聞』1898.7.8)。

この頃より反対派の人たちは、新聞を通じて訴える以外に運動の手がかりを失ってしまった。その代わりにアメリカン・ボードの宣教師たちの反対運動が前面にあらわれた。すでにデビスやラーネッドは社員会の決議に反対し、ボードも同志社に対する従来の寄付金の返済を請求する意向があることを述べた。98年7月のミッション宣教師年会はこの問題に対しきびしい決議をした。綱領削除は同志社への寄付者に対する盟約をふみにじるものであり、尋常中学校の設置、社員のキリスト教的立場を考えるとき、同志社が福音主義的キリスト

教に立つことを表明しない限り、ミッションは同志社と協力できない。したがって、まず綱領を復活しない限り、同志社は創立以来ミッションが寄付した全金額を返済するように、ボードとともに努力する、というのである（「同志社との協同に関する1898年7月13日神戸に於てなせる米国伝道会社日本宣教師の決議」²⁹⁾ 同上紙、1898.7.29）。

ボードは9月に日本駐留の元総領事で弁護士 N. W. マッキーヴァー (N. W. McIvor) を代理人として日本に派遣した。彼は事情を調査のうえ、宣教師たちと共に、数回にわたり社員たちと会見した。彼らは社員会がみだりに不易の綱領を削除したとし、寄付金の返還をせまった。同志社側は、通則は寄付の条件としてつくられたものではない。それは社員の合意のうえで決まったものであるから、社員会が字句を修正する権限ぐらいは持つ。同志社のキリスト教主義教育は自由な精神的感化によって可能である。現在民法による財団法人設立のために寄付行為証を作成する準備にかかっており、これによって改正された通則は不易のもの、特にキリスト教主義教育のことは永久不易とする、と説明していく。一時は寄付行為証草案の作成で合意が生まれるかと思われたが、社員会の権限に関して見解が対立してしまった。そこで、同志社側はボード側の要求の是非を局外者の判断に待ち、その仲裁に付すことを提案したが、ボード側はこれを拒否し、最初の要求に立ち返り、綱領を復活すること、さらに学校行事の一つとしてキリスト教儀式を行なうことを強く求めた。そして、社員会がこの要求をうけ入れなければ、訴訟に持ち込むといって、その準備をすすめた。

ボード側のこのような強硬な態度の背後には、日本に対する彼らの不信感があった。O. ケーリによれば、日本人が財産上の問題では外国人に信用されていない証拠として同志社の問題が彼らの間にあつかわれている。そして、マッキーヴァーは現行の日本の法律のもとではボード側が勝訴する見込みは少ないと判断している。それでも彼があえて訴訟に持ち込もうとするのは、日本の法律が外国人の資産を保障するうえで欠陥があることを世界に知らせ、外国商人たちは改正条約によって自分たちの利権が日本の法律のもとに置かれることに反対であることを明らかにするためである、と述べている。³⁰⁾ そうなると、同志社の問題は一私学の問題に終わらず、当時条約改正で政府が心を配っていた外交

上の問題にもなりかねなかった。首相大隈重信も、事態を憂慮し、ボードが提供した金を返却して土地建物を買収するか、綱領を復活し、徴兵令上の特典の再獲得を他日に期するか、そのいずれかを選ぶより仕方がない、と同志社にせまってきた。³¹⁾

同志社社員会は11月下旬まではボード側の提訴をうけて立ち、既定の方針を貫くことにしていました。³²⁾しかし、校友会その他に反対の声がなお強いこと、法廷で同志社がボードと争うことは、たとい正当な論拠があったとしても、不利であることを考え、ボード側が提訴にふみ切る前、つまり12月28日に社員総辞職を発表した。

1899年2月18日に新社員による社員会が発足した。彼らの多くは綱領削除に反対してきた人たちであったので、直ちに前社員会による綱領削除の決議を取り消した。そしてデビス、マッキーヴァーを招いて学校の前途について懇談すること、通則修正委員をあげること、徴兵猶予の特典が取り消されぬように文部省に運動することなどを決めた。両名と社員の懇談会で、マッキーヴァーは、今回の来日に際し、ボードよりうけた訓令は綱領を復活すること、学校管理者はキリスト者であることの2点であり、それ以上細かい点で干渉する意図はない。同志社の困難な財政のためにボードの寄付がなされるように尽力したい、ボードは、同志社がキリスト教主義に立って教育する限り、特別の条件をつけて寄付するようなことはない、といった。デビスも、これに加えて、ボードの書簡によれば、同志社が綱領を復活し、キリスト教主義を堅持し、社長・校長および教員が福音主義的キリスト教に立つことを希望している。そういったからといって、細かい点に干渉する気はない。「日曜学校、毎朝の集会、聖書を教科書となすが如き事に干渉する事なしと信す」といって、尋常中学校設置に際して唱えたことをひるがえすような意見も述べ、また、同志社側の宣教師派遣の要望にも、積極的に対応することを明らかにした。社員会はその後アメリカン・ボード代表者3名を社員に加えること、懸案の宣教師館問題については、それが社員会の名義に変更された年、つまり1893年より30年間自由な使用権を宣教師に与えること、ボードやマッキーヴァーに感謝の意を表明し、今後の協力を求める書簡を送ることを決めた。

通則修正については、3月13日の社員会は民法施行法第19条による財団法人設立のための寄付行為証草案を審議・確定し、その後修正・増補して、8月に文部省に提出した。翌1900年4月2日に認可された同志社財団寄付行為証をみると、さきに削除された綱領の部分は復活し、第5条、第24条に入れられている。³³⁾ 社員会は綱領復活によって徵兵令上の特典を失うのではないかと憂慮した。しかし、改正条約の実施を間近にひかえ、政府はこの事で厄介な外交問題が起こっては困る、とみたのだろうか、この特典は取り消さなかった。

さて、話題は少しさかのぼるが、社員会が綱領削除を公にしたとき、これをめぐってはげしい論争が多くの人たちによってなされた。この論争は大体3つにわかれる。第一は、綱領削除に直ちに反対した留岡幸助「同志社々員会決議を難ず」(『基督教新聞』1898.3.4)に安部磯雄「同志社々員会決議に就て」(同上紙、1898.3.11)が反論し、これに対して留岡幸助「安部磯雄君に答う」(同上紙、1898.3.18)、柏木義円「安部磯雄君の弁明を読む」(同上紙、1898.3.25)、牧野虎次「同志社々員会の決議を難す」(同上紙、1898.3.25)が出た。安部は、そのなかで、共に尋常中学校教師であった柏木の見解に強い疑問を持ち、「柏木義円君に答う」(同上紙、1898.4.8)を寄稿し、柏木は「安部磯雄君に与る書」(同上紙、1898.4.22)で答えた。第二は、綱領削除反対論に対する横井の弁明は「同志社の過去及び将来」(同上紙、1898.4.29)にあり、これに対する反論として高野重三「横井氏の『同志社の過去及び将来』を読む」(同上紙、1898.5.6)、柏木義円「教育上より同志社問題を論ず」(『新世紀』1898.5)がある。また横井の『極東』(1898.4)誌上に掲載した論文に対する反論がラーネッド「同志社の過去及び将来」(『基督教新聞』1898.5.13)にみられる。第三は、98年7月のボード派遣の宣教師年会決議に対して、安部磯雄「同志社問題に関する宣教師会の決議に就て」(同上紙、1898.8.12)が反論し、これに丹羽清次郎「安部磯雄君に与う」(同上紙、1898.8.26)、S. ギュリキ「安部磯雄君の同志社問題に関する宣教師会議に就き批評せるものを読む」(同上紙、1898.9.23)が反論した。

これらをすべて紹介する必要はないだろう。しかし、綱領削除にふみ切った同志社の立場を代弁するものとして、安部の見解をとりあげ、それに対してき

びしい反論をこころみた柏木の見解について述べよう。

まず、安部の「同志社々員会決議に就て」は綱領削除の立場を見事に説明する。彼はいう。同志社がキリスト教主義教育をするのは、自明のことである。これを国家の教育制度のなかで、多くの学生・生徒を迎えて行なうか、それともその制度の外に出て、自由独立の組織としてこれを行なうか、である。同志社は尋常中学校の設置によって、前者の途を選んだ。その結果、何らかの制約をうけるのは当然であり、大切なことは根本的精神を失わぬことである。同志社は、第2条後半を削除することによって、キリスト教主義教育を放棄したのではない。世人はこの「適用す」をキリスト教を教えることと解釈したが、同志社では神学校以外の学校はこれを教えていない。同志社は形式的な伝道よりも、精神的感化を目指す。それは日曜日の礼拝、聖書研究会、多数のクリスチヤンの教師や上級生の感化によって、可能である。また、社員会がきめた綱領を必要に応じてある程度まで修正することは認められている。要は精神であり、字句の問題ではない、と。

たしかに、安部のいうとおり、綱領削除と尋常中学校設置は国家の教育制度の中に入る点において同質のいき方である。この点、両者を無関係とみた柏木の所論は当らない。しかし、だからといって、安部の所論は是認されるわけではない。むしろ、尋常中学校設置によってかかえた問題は、徴兵令上の特典を得るために綱領削除を促されるという仕方で具体化した、とみることができよう。安部は天皇制国家の教育制度に入っても、キリスト教精神を失わなければよい、という。たしかに、そういうことになれば、幸いであろう。しかし、その場合のキリスト教精神というのは、神またキリストを信じ、その恩恵に応答しようとする強烈な自立的精神でなければならない。そういった精神は尋常中学校設置、綱領削除の中でみられただろうか。同志社社員会はキリスト教主義教育に関する政府の「誤解」を解く努力さえしないで、その解釈にもとづいて綱領削除にふみ切ってしまった。高野や柏木は自己の正当性さえ唱えようとしない社員会のいき方を批判したのである。

また、安部は、綱領削除といった字句の修正やキリスト教を教科として教えるようなことは形式的なことで、大切なことは精神的感化である、という。し

かし、形式と精神はそれほど判然とわけることはできない。柏木は、契約を破棄して、それは形式的なことであり、精神は別にあるといつても、誰が信用するだろうか、と反論した。これは当然の批判であろう。さらに、安部のいうキリスト教の精神的感化というのは、広い意味で伝道のことであろう。ところが、尋常中学校設置のとき、浮田の名前で京都府庁に提出された書類には、これは伝道のために設置するのではない、とした。学校当局は府庁あてとキリスト教関係者あてと、ことばを巧みに使いわけているのではないか。そういう便宜主義的なことばを誰が信じるだろうか。人びとから信頼されない者たちがどうして精神的感化を与えることができるだろうか。

柏木義円は安部や横井に対してキリスト教主義教育論を展開する。彼は横井に反論した『新世紀』の論文で、教育に宗教は不可欠であり、宗教のない教育はその理想を実現することができない、という。彼によれば、教育というものは人間の諸能力の発達を促すものであるが、その究極の課題は人間としての価値、彼の語を用いれば「その生涯を一貫する人としての主義、本領」を実現するところにあり、これは宗教がなければ、実現不可能である。同志社はこの宗教としてのキリスト教を人間教育の基本にすえている、という。横井や安部が神学校や教会で宗教教育、尋常中学校や高等学部で宗教抜きの教育をするというのに対して、柏木は後者の諸学校においてもキリスト教による人間教育をその学校教育のなかで行なうべきであり、したがって綱領の第2条後半の削除には反対である、というのである。

これに対して、安部は同志社が何もキリスト教主義教育をすることに反対しているわけではない。これは綱領第3条を残していることでも明らかである。具体的にキリスト教を科目として教えない、というだけである。柏木も尋常中学校設置のときに聖書をテキストとして倫理科を教えることに固執したデビスに反対したではないか、と反論した。これに対して、柏木はあのときも同志社各学校においてキリスト教主義教育を堅持することは教員会で決めたはずである、と弁明した。

このあたりの柏木の弁明は当を得ていない。第2節で述べたように、このような教員会の決議ののち、倫理科の教科内容に関する府庁の問いただしがあ

り、教員会は聖書をテキストとして用いないことを決めた。その時点で綱領削除を唱える人たちのいう、キリスト教主義教育とキリスト教教育、つまりキリスト教を教科として教えることとを分離する見解は芽生えていた。聖書をテキストとして用いる必要を認めなかつた柏木の意見はこの見解につながるのであり、綱領削除もそこから出てきている、という安部の反論は、それなりに筋が通っていたのである。しかし、安部の見解は論理のエスカレーションであり、それが破産することは明白であった。彼のいう綱領削除は、尋常中学校が学校としての教育活動の中にキリスト教教育や儀式を入れないことを意味した。それは全くの課外活動として考えられた。そのような課外活動は消長をまぬがれず、低迷弱体化したり、消滅しても、学校側としては如何ともなし難いことである。その場合、尋常中学校はキリスト教主義学校でさえなくなり、中学校令による一般の学校と何ら変わらないものになってしまうのである。綱領はそれを歯止めする機能を持つが、尋常中学校にそれが適用されないとなると、この学校が安部のいう意味でもキリスト教主義学校でなくなる可能性はたえず存在した。

柏木の主張にも問題がないわけではない。彼のキリスト教主義教育観は新島の見解を踏襲するものであるが、その理想を学校教育の中でどのように具体化していくのか。綱領を復活させたからといって、この問題が片付くわけではない。むしろ、そこから問題が始まるのである。さらに、この時点では綱領を削除しないでいくことは、徴兵令上の特典を付与されないことを意味する。そういう天皇制国家の不当な処置を批判し、その是正をせることは、見方によっては、容易である。しかし、その是正に手間どるうちに学校経営が困難になることは、必至であろう。当時、同志社とミッションとの関係が修復したとはいえ、必ずしも円滑ではなかったため、経済的援助は始まっていなかった。綱領復活を唱える柏木に、このような問題に関してどのような展望があったか、は疑わしいのである。

4 文部省訓令第12号（1899年）とキリスト教系私学

天皇制国家がキリスト教系私学の教育に介入し、これを圧迫したものに、

1899年8月3日に出された文部省訓令第12号がある。その全文はこうである。³⁴⁾

「一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上最必要とす依て官立公立学校及学科課程に關し法令の規定ある学校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行うことを許さざるべし」。中学校、高等女学校、小学校の場合、その学科課程についてはそれぞれ法令があり、その法令による学科課程を持っている私学はこの訓令の対象になったのである。この訓令は、一見すると、教育に対する宗教の介入を認めず、教育の自由を唱えているようであるが、その成立過程をみていくと、それと全く逆に政府が、宗教系私学の教育に介入し、その自由を認めず、それを排除するために、この訓令を発したことが、明らかである。

この訓令の前提に、私立学校令、さらに改正条約実施の問題がある。94年に長年の懸案であった改正条約が締結され、99年8月4日よりそれが実施されることになった。これによって、外国人の内地難居が行なわれるので、文部省は外国人が設置・経営する私学も管轄しなければならなくなつた。そこで文部省は「教育に關し新条約実施準備の件」をまとめ、98年10月にこれを第2回高等教育会議に諮問した。³⁵⁾それは外国人の学校設置を許可するべきか、その学校の宗教教育について、何らかの規定を設けるべきかなどの諮問であったが、前者については、許可すべきでないとの意見が強く、後者については、設けるべきであるとの意見が有力であった。キリスト教宣教師の教育活動に関する警戒がみられるのである。

文部省は会議の答申をとりこみながら、さらに広く私学全般を法的に監督する私立学校令の制定に着手し、その草案30条を99年4月の第3回高等教育会議に諮問した。³⁶⁾その中には、学校設立者は教員資格を持つことを必要とし（第9条）、その学校教員は「国語に通達することを証明するを要す」（第11条）、「文部大臣は教育上弊害ありと認むる教科書の使用を私立学校に禁止することを得」（第16条）、「小学校中学校高等女学校其他学科課程に關し法令に規定ある学校、及政府の特権を得たる学校に於ては、宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行うことを得ず」（第17条）、「私立学校に於ては政治に関する時事を講談論議することを得ず」（第18条）といったきびしい制限・禁止条項があつ

た。そこで高等教育会議では、これらの条項を削除する意見が出た。特に第17条については、江原素六は信教の自由という憲法の原則と宗教教育の効用を述べて、その削除を求めた。また慶應義塾の鎌田栄吉は、宗教が有害か、有益かは容易に判断できない以上、宗教教育は自由にすべきであるといって、削除論に賛同した。しかし、会議はそのような意見をとり入れず、その草案に若干の字句の修正をただけで、これを可決した。

文部省はその後草案をさらに練り直し、これを99年6月の閣議に提出した。この草案は意外にも第11条を修正し、第16条、第18条を削除したものであったが、第17条の宗教教育禁止事項は残されていた。閣議はこの草案を、当時改正条約実施にともなう諸問題を調査していた法典調査会に回付し、調査会はその回答を出した。その回答は校長資格に関するきびしい制限条項（第5条）を削除し、宗教教育禁止条項も私立学校令に規定するのは穩當ではないとし、その趣旨を訓示することを提案した。その理由は述べられていないが、のちに枢密院で樺山有紀文相が「条文に宗教云々を掲ぐるときは或は日本は尚排外思想を有するかと思わる嫌なきに非ず」と述べていることから、外交的配慮のためであった、と思われる。99年7月の閣議は調査会の回答をうけ、宗教教育禁止は政府の方針であることを確認したうえで、20条にわたる草案を枢密院で審議するように天皇に上奏した。1900年4月の「枢密院諮詢事項に関する御沙汰書」によって、教育制度の基礎に関する勅令は、必ず枢密院の審議事項になつたが、それ以前は明確な基準がなく、重要な教育制度上の勅令も枢密院で審議されなかつた。その意味では、私立学校令の取り扱いは異例のことであった。³⁸⁾

99年7月の枢密院の審議は次の通りである。枢密院は5人の委員に審査を付託した。委員会では、3点にわたる修正意見が提出され、論議されたが、一応原案通りに可決した。つまり、第1条の目的規定に教育勅語に遵由すべきことを明文化すること、外国人を普通教育に従事させてはならないこと、宗教教育を行なつてはならないことが修正意見であった。本会議はこの報告をうけ、逐条審議に入ったが、ここでも宮中顧問官九鬼隆一、元老・議官海江田信義、前貴族院議員鳥尾小弥太が原案の修正を強く求めた。教育勅語に関連しては、九鬼は第1条は「森嚴壯大」でなければならず、といい、海江田は「忠君愛国を

安寧秩序の大眼目」とすべきことを唱え、鳥尾は教育の国家管理を強調し、その障害となるものが「世界的教育」と宗教であるとし、慶応、早稲田、同志社のような強力な学校にこれがみられる、とした。これに対して、樺山は勅語遵由の趣旨には賛成であるが、それを私立学校令にのみ掲げるのは奇異に感じられると答え、この修正意見は否決された。また、宗教教育については、九鬼は、学校教育と宗教の分離の見解は西欧諸国では定着し、国家が必要として設置した学校には全国民が宗教の如何を問わず入学し得るようにしなければならない、宗教教育禁止は信教の自由に抵触せず、かえってこれを拡張するものであるといった。鳥尾はもっと明白に「学校と寺と相兼ぬるものを設くるは国家に禍を招くものなり本官は耶蘇教は断じて國家の禍なりと謂う者なり……将来之に便宜を与えるば耶蘇教は漸く拡ることとならん未だ弁別心なき小児の頃より彼の宗教を教え込まるるは甚だ恐るべきことなり……」と述べ、九鬼に同調した。岡田良平参与官は、その意向には賛成であるが、閣議はそれを明文に掲げず、文部省の訓令で出すことにした、と答えた。結局、本会議は文部省の原案どおりにこの法案を承認し、天皇の裁可を得た。政府は8月3日に勅令第359号として私立学校令を公布し、それと同日に初めに述べた文部省訓令第12号を発した。改正条約実施の一日前のことである。

以上述べた訓令の成立経過より、次のことが明らかであろう。ある保守的な人々はキリスト教主義教育が天皇制教育に有害であると断定し、宗教教育の禁止を法令に入れるべきことを主張した。しかし、政府当局は外交的配慮もあって、そのようなストレートな表現を斥けた。そして、彼らの趣旨をとりこみつつ、宗教が教育に介入すると、混乱が生じるといった、より一般的な秩序意識を名目として、宗教教育を禁止した。これがキリスト教主義教育を排除する機能を果たすようになることは、明白であった。そこには、国民教育は国家が管理統制するものであり、私学もその例外ではない。また、その教育内容は天皇制教育であり、それを少しでも脅かすものは排除する、という天皇制国家の基本方針があった。宗教教育禁止が私立学校令に入れられなかつたのは、このような天皇制教育、さらには天皇制そのものの専制的、排他的性格を露骨に表明することを政府当局が憚ったためでもあろう。これが訓令として発されたこ

とについて、文部省当局は次のような談話を公にしたことが伝えられている。「訓令には成文の制裁なし、教育者が訓令第十二号に違背し、教育と宗教を混同したりとて、文相は直轄学校ならば校長を罷免し、私立学校ならば監督者の意志に背く罪を、徳義上に校長に責むる外、固より以て私立学校令に明記したる処罰を科すべき筈なし、私立学校令には教育に害あるものの処罰を規定するのみにて、教宗の混同は文相が有害とまでは認め居らざればなり。」(『教育時論』1899.9.15)。しかし、問題はそういった制裁のことではなく、この訓令がキリスト教主義教育を排除すること自身が問題であるというのが、キリスト教関係者の立場であった。彼らは国法や政令に忠実で、実直な人たちであった。以下、彼らの対応を述べよう。

この訓令が出ると、キリスト教関係の新聞・雑誌より反対の意見が続出した⁴⁰⁾。それらは、政府のキリスト教に対する排斥の態度を攻撃し、それが信教の自由に違反するとし、キリスト教主義教育の有用性を弁明する内容のものであった。しかし、実際にこの問題に直面したのは、キリスト教系私学の関係者であった。彼らは評論家風に物事を論ずるよりも、直接的に、これに対処しなければならなかつた。99年8月に青山学院、麻布の東洋英和学校、同志社、立教学校、明治学院、名古屋英和学校（現名古屋学院）の代表者や関係宣教師たちが集まり、訓令について協議し、次の趣旨の開書を関係者に送ることを決めた。この訓令は子供に宗教教育をうけさせようとする父兄の自由を拘束し、憲法のいう信教の自由に違反する。また、キリスト教系私学におけるさまざまな特典を奪う。キリスト教系私学がその生命とするキリスト教主義教育を廃することは、神への不忠、教会への不実である。そこで確固不拔の態度でこの問題にあたり、教育上の特典を獲得また維持するためにこの主義を譲歩するようなことがあってはならない、というのである（「文部省訓令に関する開書」「護教」1899.8.25）。彼らはこの運動をすすめるために12名の委員をあげた（「井深日記」1899.8.16）。

しかし、訓令は直ちに発効するために、各学校はすぐ何らかの処置をしなければならなかつた。この事では6校の会合で合意は成立しなかつた、と思われる。まず、訓令はキリスト教主義教育と両立しないと判断し、廃校にするもの

があらわれた。麹町の私立桜井小学校は9月9日に設立者矢島楫の名前で府知事に廃業届を提出した。その一節に「……本校設立者矢島楫基督教信徒なるを以て規定の教授時間外に宗教の礼式等常に執行仕候事に有之就ては今般文部大臣の私立学校訓令に違反するの慮り在之候に付謹て本月より廃校仕候……」(『明治学院百年史資料集』第二集, 99頁)とある。立教中学校の処置を考えると、この処置は結果論としては拙速といえるかも知れない。しかし、この廃業届には訓令に対する無言の抗議がこめられている。⁴¹⁾

当時、日本資本主義の興隆にともない、小学校適令期の児童の就学率は急上昇をとげていた。そのため、公立小学校、その代用小学校として認可されていた私立小学校では間に合わず、教育条件の整わない寺小屋同然のような学校にも児童は学んでいた。その頃、キリスト教系の小学校程度の学校は105校、児童数は6,831であった。⁴²⁾私立学校令は、私立小学校や市町村の許可をうけた学校を除く学校に義務教育を終わらないものを入学させてはならない、とした(第8条)。その上、この訓令が発されたため、これらのキリスト教系諸学校の存続はきわめて困難となった。『正教時報』は東京の小学校教育施設の貧困を数字をあげて説明し、私立学校令とこの訓令でキリスト教系小学校が閉鎖されると、東京市はさらに打撃をうける、と怒りをこめて述べる(「私立学校令と東京市」『正教時報』1899.9.15)。⁴³⁾さらに、『六合雑誌』は、経済的貧困のため小学校に行けない児童を教育していた東京の4つのキリスト教系学校が、その存続を歎願したけれども、私立学校令とこの訓令のため認められず、閉鎖に追いこまれたことを痛恨の思いをもってしるしている(「私立学校令と貧民教育『六合雑誌』1899.11)。天皇制国家が法の整備充実の名のもとに私学の管理制度を強化し、この訓令にみるようなキリスト教圧迫政策を推進したときに、その矛盾やひずみはこれから述べる諸学校よりも、社会の底辺に追いこまれた弱者により重くのしかかったのである。

つぎに、桜井小学校と同じ判断に立つが、その故に廃校というのではなく、政府の設置認可による中学校を廃し、これと同等の内容を持つ普通学部を設置して、キリスト教主義教育を継続しようとした学校がある。まず、明治学院である。⁴⁴⁾この学院は8月17日の臨時理事員会で、創立以来の原則にしたがい、中

学校の特権を廃棄すること、普通学部の許可をとること、生徒保護者にこの変更措置を十分説明すること、関係各ミッションに現状を説明し、ミッション・スクールとしての現行の関係の継続のための措置をとることなどを決めた。そして、設立者井深梶之助の名前で8月30日に明治学院普通学部設置願を芝区長を経て府知事に提出し、最終的に10月12日にその認可を得た。明治学院がいち早くこのような決議をもってキリスト教主義教育を貫徹しようとした原因には、総理井深の判断と決意もあったが、彼を支え、励まし、ともに運動をすすめていった宣教師W. インブリー (William Imbrie) たちの存在が大きかった。後に述べるキリスト教系諸学校の運動においても、彼らはきわめて重要な役割を果たしていった。

青山学院は明治学院と少し違う取り決めをした。⁴⁵⁾ 8月30—31日の商議員会では、宣教師たちは中学部を返上して、キリスト教主義教育を継続すべきだといったが、日本人の商議員はそうすれば衰退は必至である、といって難色を示した。何も従来のような宗教教育、宗教儀式をしなくても、人格的感化によってキリスト教主義教育は可能であると唱えるものもいた。しかし、結局、キリスト教主義教育の原則により、中学校としての特典をやむなく放棄すること、ただし現在は学年の途中であり、中学部閉鎖は生徒に甚大な支障を来たすので、この決定を学年の終わり、つまり、1900年3月末に実施することにし、これを関係当局に予告することを決議した。しかし、もし中学部を現状のまま、継続するとなると、さきの訓令により宗教教育や儀式を行なうことが直ちにできなくなるのである。そのためであろうか、米国メソジスト監督教会伝道局のクラントン監督の反対で、後半の決議は徹回せざるを得なかったようである（「文部大臣訓令と基督教諸学校の善後策」『福音新報』1899.9.27）。その代わりに、彼らはむしろ積極的に明治学院とともに、この訓令の発効を翌年4月まで延期するように文部省に働きかけた。後に述べるように、この働きかけは一応成功した。青山学院は1900年4月より、中学部を廃し、それと同等の中等科を設置した。

同志社も、明治学院や青山学院と同じ結末を迎えることになるが、その経過は少し違っていた。⁴⁶⁾ 99年8月3日に訓令が発されて後に社長西原清東は文部次

官奥田義人と会い、その示唆を勘案して、事態を処理しようとした（インブリーあてのランディス書簡、1899. 8. 13）。当時同志社は民法施行法第19条による財團法人設立のために、寄付行為証を制定し、文部大臣の認可を求めるようとしていた。前節で述べた綱領削除問題に鑑み、同志社は寄付行為証にキリスト教主義教育を行なうことを明記した。奥田はこれにその教育を「法令の範囲内で (in accordance with the Horei)」行なうという条項を加えてはどうか、といった。しかし、西原としてはこれを寄付行為証に入れるのは適当でないのを、その承認申請に際して開申書を文部省に提出し、その中に訓令第12号の「趣旨に抵触せざる様可仕候」と述べることを考えた。8月29—30日の臨時理事会は西原の提案について協議をし、「文部省に提出する開申書の件」については、「中学校に於て寄付行為証を適用するに當り、本年御省第12号訓令に抵触せざる様可致候……」といった精神で文部省と交渉し、寄付行為証の認可を申請し、やむを得なければ開申書を提出することを決議した。さらに、「前項決議の精神を以て文部省との交渉不調に終らば断然中学校を廃止する事／但し其時機は当局者に一任する事」を可決した。

それにしても、キリスト教主義教育を行なうことを明言しつつ、しかも宗教教育と儀式を禁止する訓令と抵触しないように、この教育をどのように実行するというのだろうか。臨時理事会における西原の説明は、訓令の求めるものは「表面上形式に関し」てであり、多少の不便はあるが、キリスト教主義教育を実行し、その感化を及ぼす途はおのずから開かれる、というのである。そして、その協議ではキリスト教を教科として教えたり、礼拝を学校として行なわなくとも、倫理や文学で聖書を教え、同志社教会や神学校によってキリスト教的感化を及ぼすことはできるといった意見がでたようである。その結果、「文部省に提出する開申書の件」は9対3で可決された。その構成からみて、この9人は日本人理事、3人は宣教師である。宣教師たちは、この訓令に抵触しないで、キリスト教主義教育を行なうことは不可能であると判断していた。この構図はさきの綱領削除のときの賛成論と反対論のそれと同じである。柏木義円をふくめて9人の日本人理事はあのときには削除反対にまわった人たちであったが、そのときの論理は継承されることなく、訓令問題では横井や安部の見解

を踏襲したのである。しかし、彼らにもキリスト教主義教育を放棄する考えはなかった。そこで、文部省との交渉が不調に終わるならば、中学校を廃止することに賛同した。おそらく、3人の宣教師とその背後にあるアメリカン・ボードの意向を尊重し、またもや彼らと対立して同志社を管理・運営することはできない、と考えたのであろう。

その後の経過にふれておこう。西原はさきの開申書をもって文部省と交渉したが、結局不調に終わった。文部省は、訓令が開申書の理解したようなものではないこと、財団法人として認可されていない段階で理事会がこういう文書を出すのは不適当であることを指摘した（インブリーあての D. C. グリーン書簡、1899. 9. 20）。9月25日に西原は理事たちに、中学校を99年度末に廃校にすることにしたことを報告した。翌年2月7日に、彼は理事たちより委任状を得て、同志社普通学校の設置認可申請書を提出し、同月15日にその認可を得た。その申請書に記載された「目的」をみると、次の通りである。「本校は教育勅語を遵奉し同志社寄付行為証第1条及第4条に拠り智徳並行の主義に基き専ら英語教科書を用て高等普通の学科を教授し精神的教育の特色を發揮し齊家処世の才能品格を培育し以て国家有用の青年を養成するを目的とする」。天皇制教育とキリスト教主義教育とを渾然一体とした、中学校レベルの教育を行なおうというのである。

明治学院、青山学院、同志社と相違して、中学校を廃止することなく、しかも独自の方法でキリスト教主義教育を続けたのが、聖公会系の立教中学校や奈良中学校である。⁴⁷⁾すでに政府の関係機関で宗教教育禁止問題が具体化していた頃、立教学校設立者の主教マキムの問い合わせに応えて、米国聖公会ミッショナリーリーは99年6月に会議を開き、「キリスト教をきちんと教えられないような、海外における如何なる学校へも援助することを拒絶する」と決議していた。これは立教学校にとって不可欠な前提となった。訓令発令のち、立教学校は8月18日に理事会を開き、中学校、英語学校、専修学校、寄宿舎の運営を再編し、中学校は、中学校令に準拠したものとして、従来通り続け、ここでは訓令にしたがって宗教教育や儀式を行なわず、それ以外は法令と無関係な教育機関であるから、そこで礼拝や聖書講義、祈祷会などの宗教集会を開くこと

にした。また中学校の校長は寄宿舎の舎長を兼ね、そこにおける宗教教育の責任をもつことにした。中学校の生徒の大半は寄宿舎に居住していたので、彼らに対するキリスト教主義教育はこれによって可能である、と理事員たちは判断した。彼らは翌日東京府を訪れ、さきの取り決めにもとづいた陳情書を提出した。これに対して、東京府は、立教中学校は文部大臣認可の中学校として認め。寄宿舎は文部省の関与するところではない。ただ、その責任者は校長よりも総理にすべきである、と回答した。立教学校側はこの方針で行くことになった。ただここで疑問に思うのは、訓令は「課程外たりとも」宗教教育や儀式を許さないとしており、寄宿舎におけるそれらが訓令の範囲に該当するかどうかであろう。東京府ないし文部省の管理者意識の故に、立教は中学校生徒に対する宗教教育の自由を得たのである。

立教の宣教師たちの次の仕事は、米国聖公会に彼らの処置を弁明することであった。マキム主教、A. ロイド (Arthur Lloyd) 総理、それに奈良中学校の校長 Th. S. ティング (Theodosius S. Tyng) らがこれにたずさわった。彼らは他のキリスト教系私学がキリスト教主義教育を継続するために中学校を廃止しようとしているのに、なぜ立教中学校、奈良中学校がキリスト教主義学校として存続し得るのか、を明らかにしていった。その結果、米国聖公会は11月9日にニューヨークでこの問題について開かれた諸教派の外国伝道局の会議に参加したけれども、同月14日に彼らの会議を開き、彼らの宣教師から十分な報告入手するまでは、この問題に関する判断を保留することにした。もう一つの仕事は、他の委員と協力して、さまざまな問題を解決するために、文部省と折衝することであった。10月28日に委員たちは樺山文相と会談した。そのとき、樺山は、もし学校で生徒の希望者に教師が個人としてキリスト教教育を正規の時間外で行なうならば、それでもよい、といった。⁴⁸⁾ これに対してマキムは満足しないが、ちょっと安心する、といった。彼は、樺山のいうことがゆるされ、それを行なう学校がキリスト教主義学校として公に認められるならば、それで満足する。聖書を教科として教えたり、文部省が規定した時間内にキリスト教教育をする権利は求めない、ただし、その時間外になされるキリスト教の授業や礼拝は必須でなければならない、と考えていた（インブリーあてのマキム書

簡, 1899. 11. 8)。それはともかくとして、さきの樺山文相の発言は訓令のなしぐすし的解釈であり、マキムはそれを最大限に活用しようとした。立教中学校と奈良中学校は樺山発言に即した案を当局に上申し、その承認を得た, という(『立教中学と宗教』『福音新報』1900. 1. 24)。

以上述べたような経過に鑑み、立教学校の当事者たちは、この訓令はキリスト教を弾圧するために出されたものではなく、維新以来の教育と宗教の分離の政治方針を打ち出したにすぎないと考えるようになった。これは文部省当局がキリスト教関係者と話し合ったときに唱えたことでもあるが、あの訓令の背後にある天皇制教育の問題性を見失ったとらえ方というべきであろう。

東洋英和学校中学部、いわゆる麻布中学校も、立教と同様に、中学校として存続することにし、訓令にしたがうことになった。この学校はカナダ・メソジストに属する学校であり、ミッションはキリスト教主義教育を行なわないならば1900年3月で廃校にすることを通告してきた。しかし、校長江原素六はこれを拒否し、ミッションより独立した学校とし、設立者の名儀も変更し、さらに他に土地建物を得て移転した。その結果、麻布中学校はミッション・スクールでも、キリスト教主義学校でもなくなった。江原やその後継者清水由松といった熱心な信徒がいる限り、キリスト教の感化は生徒たちに及んだが、その後は稀薄になっていった。

話題をもとにかえし、キリスト教系私学の代表者や関係宣教師たちの共同活動を再びとりあげよう。その場合、諸学校の対応でも明らかのように、宣教師たちの果たした役割はきわめて大きかった。明治学院のインブリー、H. ランディス (Henry M. Landis), M. ワイコフ (Martin N. Wyckoff), 青山学院のD. スペンサー (David S. Spencer), J. ソーパー (Julius Soper), 立教学校のマキム, ロイド, 同志社の D. C. グリーン (Daniel C. Greene), デビス, G. アルブレクト (George E. Albrecht), 東洋英和学校の A. ボルデン (A.C. Borden), ユニテリアン協会の C. マックコーレー (Clay MacCauley) などである。彼らの中のある者たちは相互に連絡をとり、必要に応じて会合し、日本人の学校代表者と共に運動をすすめた。そして、米国特命全権公使 A. バック (A. E. Buck) の支持と協力を得て、政府関係者に強くせまつていった。文部

省も彼らの強硬な態度に困惑したようである。スペンサーが警視庁より得た情報によれば、文部省は9月には訓令第12号の手直しを深刻に考えることになったようである（インブリーあてのスペンサー書簡、1899.9.19）。

学校代表者や宣教師たちがまず要請したことは、この訓令が直ちに実施されると、学年中のため支障を生じるので、それを学年末まで猶予することであった。井深、インブリーはこれを東京府に陳情したが、文部省はこれをどうしても認めなかつた（「井深日記」1899.9.5,22）。ところが、米国メソジスト監督教会伝道局のクランストン監督にあてたバックの書簡によって、文部省は青山学院に中学校を学年末まで継続することを認めたことが判明した（インブリーあてのソーパー書簡、1899.9.29、インブリーあてのスペンサー書簡、同日、「井深日記」同日）。これはバックと米国メソジスト・ミッションの尽力によるものであろう。もっとも、文部省はのちにこれについて少し行き違いがあるといい、機密事項として、訓令の実施を公然と猶予するのではないから、それに関連した正式の申請があつてもうけ入れない。しかし、諸学校が現状のままで出来るだけ訓令に沿つたいたいき方をすれば、学年末まではこの件について介入しないことを、担当行政官は了解している、というコメントを加えてきた（スペンサーあてのミラー書簡、1899.10.4、「井深日記」⁵⁰⁾同日）。いずれにしても、これによって、青山のみならず、他のキリスト教系中学校も1900年4月まで現状のままでキリスト教教育を行なうことができるようになった。

これと並行して、彼らは私立学校を訓令の範囲より除外させる要望を文部省関係者に提出することにした。この訓令は官立、公立の学校には妥当しても、民間の資金で設立された私学にはあてはまらないといい、さきの8月16日の開書とほぼ同じ趣旨のことをその理由としてあげた。そして、樺山文相、奥田文部次官、岡田良平参与官を順次歴訪した（同上書、1899.10.2,6,25）。

3人はいずれもその要望を拒けたが、その釈明をみると、あらためて訓令の意味が明らかになるだろう。その一人である岡田はさきの私立学校令、したがって訓令第12号の草案を起草した文部官僚である。私学を訓令の範囲から除外してほしい、という要望に対する彼の発言は、次のように述べられている。「岡田氏はまた公立学校と民間の資金で維持される学校との間に何らかの区別

をするべきであるという考え方を否定した。教育は国家（state のちに government と引用されている一筆者）の事業（function）である。もし民間の個人が中学校設置を認可されたとすれば、その認可は特権また信任とみるべきである。したがって、そのような学校は公立学校に対する規定を厳格に遵守しなければならない。彼らは、禁じられていないことをする自由があると思ってはならない。明らかに許されていることのみをするべきである。何事も削除されたり、追加されるべきではない。すべての学校に絶対的画一性（absolute uniformity）がなければならぬ」。これを要するに、教育は国家、すなわち政府の管轄に属する事業であるから、その認可をうけて教育に参与する私学も公立学校への規定を遵奉しなければならない、というのである。そこには私学の自由、ひいては教育の自由、思想の自由はあり得ず、すべての学校は政府の教育事業に参与し、その目的に奉仕することが求められている。したがって、訓令に例外を設けることはあり得ず、訓令に対する服従が教育にたゞさわるもの義務である。これが岡田の真意であろう。樺山が訓令のなしくずし的解釈をしていったのとは対照的な見解といふべきであろう。

岡田の主張に対するキリスト教関係者の見解をみよう。「井深日記」（1899. 10. 25）によれば、「余専ら論弁し、彼が急所を突き窮せしめたること一たびならざり。しかれども、中々剛情にして容易に屈服せず。要領を帰すして帰る」とある。『明治学院五十年史』によれば、井深は、教育勅語の奉読は文部省の規定にないといって、岡田を沈黙させた、⁵²⁾ という。またインブリーとスペンサーは、さきの岡田の主張をほぼ全面的に認めつつも、「信任」があるからといって、学校が規定の「課程外」（訓令のことば）においてさえ、教育の自由行使し得ないということには必ずしもならない、と述べる。また『護教』は「教育が國家の事業なりとの事は領せり。さらば問わん、……從来国家は如何ほどまで国民を教育したりしや。」とその責任を問いただし、さらに「危険を論ずれば参与官の説こそ危険なれ、これ國民あるを認めて父子あるを認めざるなり、父兄が子弟を教育するならで、國家が子弟を教育するなり、」⁵³⁾ という。ここには、父母の教育の自由が唱えられている。これは広義に解すれば、国民の教育権につながる見解になるだろう。たしかに、そのいずれの見解も岡田の

主張に対する問題提起としては的をはずしていない。しかしながら、それを論じる彼らの視座は明らかに天皇制教育の枠内に自己を位置づけ、そのうえでキリスト教主義教育、さらには教育の自由を提唱したに過ぎない。岡田はそのような提唱さえ天皇制教育の支配体制からはみ出したもの、あるいは違反したものであると主張した。彼は訓令第12号を契機として天皇制教育の実像をここまで示しているにも拘わらず、キリスト教関係者はこの事を認識するに至らなかったのである。

奥田義人は岡田ほど「剛情」ではなかった。私立学校令の草案を審議した第3回高等教育会議の終了後、彼は次のように言ったことが、報じられている。「顧うに文部省が余り教育に干渉し官立と私立との別なく全国の諸学校を悉く文部省が規定したる同一模型の内に容れんとするは実際に於て甚だ困難なるのみならず却々種々の弊害を醸し教育の進捗を阻害するの恐あらん。／余一個人の私見を以てすれば文部省の干渉は単に官立学校のみに止め私立学校に対しては能う限りの自由を与え其将来発達の望あるものに対しては必要に応じ幾分の保護を加え行々は我国の教育事業を民間有力者の手に委するの方針を採るを以て最も適當なりと信す」(『教育報知』1899.5.29)。これは岡田と真っ向から相違する意見であり、その最後の発言は彼の英国留学の体験にもとづくものであろう。

ところが、10月9日にキリスト教系学校関係者と会ったときは、彼は文部次官として、訓令により原則が決まった以上、彼らの要望は受け入れられない、といい続けた。信教の自由といっても、その自由は宗教を信じる自由であって、それを布教する自由とは限らない、特にそれを学校と結びつけて布教する自由ではないというまことに幼稚な意見を述べ、私学における宗教教育の自由を認めなかつた。しかし、論議がすすむ中で、彼はすきをみせたり、善後策の余地を与えていった。たとえば、彼は「課程外たりとも」宗教教育や儀式を禁止することが従来にない新しい処置であることを否定しなかつた。これを積極的にとれば、10月28日の権山の発言になる。立教中学校はそれを最大限に活用していった。また、最後に、井深が、この要望が受け入れられないならば、キリスト教主義中学校は、中学校という名称とその法的地位を放棄するが、なお

中学校の特典、特に高等学校入学資格を得られないか、と提案したとき、奥田はそれは考えられうることである、といった。この井深提案が事前に申し合わされていたかどうかは、不明である。しかし、この新しい提案はその後のキリスト教系私学の運動目標となつた。

井深提案は岡田にも提出されたが、彼は、それは考えられるかも知れぬが、現在高等学校の生徒はあふれており、もし私立学校から入れるとなれば、公立学校よりの志願者が収容できなくなるので、問題である、といった。公立、私立の区別はするべきでないという、さきの主張とは裏腹に、政府官僚に伝統的な私学蔑視政策がここに露呈された。しかし、樺山は井深提案には好意的で、「自分も同意なれば目下詮議中なり」と答えた（「井深日記」1899.10.28, 11.17）。井深はさらにおそらく上級学校入学資格の実現のために、渡辺千秋を通してその弟国武と会った。国武は伊藤博文と密接な関係を持つ大蔵官僚であり、彼の意向を伊藤に通じることを約束した（同上書、1899.10.27, 11.4）。これとは別に、井深提案を支持するインブリーやD.C.グリーンは、おそらくバックの紹介で、伊藤と会い、伊藤は山県と会う計画を彼らに話した（インブリーへのD.C.グリーン書簡、1899.11.7, 12.8）。

それにしても、キリスト教主義学校が自己的教育方針を貫くために、特典を持たない学校になった場合、生徒数は減少し、経営その他のことで困難な状況に陥ることは、必至であった。けれども、彼らがあえてこれに踏みきることができたのは、彼らのキリスト教主義教育に関する信念もあったが、同時にそれを支える精神的支援と物質的基盤があったからである。ミッションの援助がそれである。11月9日にニューヨークで日本のキリスト教事業について、バプテスト、 Congregationalist, 聖公会、メソジスト、Presbyterian, リформドの諸派の外国伝道局の会議が開かれた。⁵⁴⁾彼らの決議によれば、彼らは8月16日の6学校代表者の決議に同意を表明した。そして、キリスト教主義教育を行なわない学校のためにミッションの資金を使用することを認めないが故に、日本のミッションは如何なる妥協も排し、世俗上の利益や国家の特権を犠牲にしても、この教育を堅持するようよびかけた。これに応じて1900年1月2—5日に100名以上の在日宣教師が東京で会議を開き、断乎としてキリスト

ト教主義教育を行なうことを決議した（「私立学校令に関する宣教師の会合」『福音新報』1900.1.10）。ここで選ばれた委員は協議し、その打開策を講じた。3月に外務大臣青木周蔵にあてた英文書簡が現存するが、その内容からみて、この委員会がつくったものであろう。⁵⁵⁾それは、前年10月に文部省に提出した要望書、日本のキリスト教系諸学校の現状、11月の諸教派ミッション会議にふれた後、上級学校入学資格の特典付与を強く求めたものである。

このようにして、本部と現地のミッションが力強い支援を送ったことは、日本の学校関係者には大きい励ましであった。しかし、また同時に、ミッションの援助なしには維持できなかった当時の学校にとって、キリスト教主義教育を貫かなければ、その援助は断たれ、廃校にさえ追い込まれることになったのである。さきのニューヨークの決議はこれを示唆する。逆に言えば、このようなミッションの支持があったので、日本の学校代表者たちは強気で訓令問題にたち向かうことができた。当時、日本の教会は自給独立を強調し、そのためにかなり無理をしていた教派もあった。しかし、そういう教派に関係する学校でも、自給独立は到底できない状況であった。日本のキリスト教系私学は訓令問題でミッションの宣教師たちの力がどれだけ大きいかをあらためて知り、その依存意識を強くしていった、と思われる。

明治学院、青山学院、同志社などのキリスト教系私学は中学校令によらない学校を設置したが、これらが中学校と同じ特典を得るには年月を必要とした。徴兵令第13条による特典は、さきの訓令とあまり関係がないので、1900年4月より同志社、明治学院、そして青山学院が漸次これをうけた。しかし、上級学校入学資格問題は容易ではなかった。1901年5月7日の官報は高等学校の生徒募集を公示した。それによると、中学校卒業者、および徴兵令第13条、文官任官令第3条に関連して文部大臣が官公立中学校と同等以上の学力があると認定した公私立学校の卒業生は高等学校の選抜試験を受ける資格を持つことになった。この時点では前記のキリスト教系私学は1899年6月の文部省令第34号による認定学校であったため、高等学校受験資格を持つことになった。『福音新報』⁵⁶⁾はこれを歓迎した記事を掲載した。

ところが、翌1902年4月25日に決められた高等学校大学予科入学試験規程

(文部省告示第82号) は違っていた。それによれば、入学試験に予備試験と選抜試験があり、中学校卒業者でない者は中学校の諸科目について予備試験を受け、これに合格した者が中学校卒業者と共に選抜試験を受けることができる、⁵⁷⁾ というのである。そうなると、キリスト教系私学の卒業者は中学校に全く学ばなかつた者と同じ条件におかれたことになり、それでは上級学校に連絡があるといつても、意味をなさなかつたのである。

1903年3月の専門学校令(勅令第61号)公布によって私立専門学校設立が可能になり、私学は新しい活路を見出すことになった。中学校を返上したキリスト教系私学にそこに入学する方法を提供した。この学校令と同時に出された専門学校入学者検定規程(文部省令第41号)によれば、専門学校に入学する者は、中学校、もしくは高等女学校(4年制)卒業者、検定に合格した者とされた。この検定には試験検定と無試験検定があり、後者には文部大臣が中学校、もしくは高等女学校(4年制)と同等以上と指定した学校の卒業者がその資格⁵⁸⁾を得ることになった。5月に明治学院、青山学院、6月に同志社がその指定学校となった。ところが、高等学校の場合は、なお困難がつきまとつた。1902年の文部省告示第82号は翌年4月に廃され、高等学校大学予科入学者選抜試験規定(文部省告示第84号)が公示された。高等学校入学試験の受験資格者は中学校卒業者、さきの予備試験合格者、そして専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者とされた。いいかえれば、無試験検定は適用されなかつたのである。そこで、キリスト教系私学関係者は専門学校の入学に中学校と同等以上の学力ある学校として指定しておきながら、高等学校にこれを認めないのは不当であるとして、その受験資格を得るために運動をすすめた。文部省の見解はまちまちであったが、1904年1月25日の文部省告示第16号において指定学校卒業者は無試験で高等学校の受験資格を得ることになった。これで、さきの訓令によって中学校を返上したキリスト教系私学は一応中学校なみの上級学校入学の資格を得ることになった。あとは、指定学校としての認可を得ることが、その課題となつたのである。

お わ り に

1890年代は天皇制確立期であった。国家は天皇制の支配体制を法的、政治的に確立していくのみならず、イデオロギーの側面においてこれを強固にする政策をつぎつぎと実施していった。特に教育の分野でこれが行なわれた。国家は教育を国家の事業として自己の支配と管理のもとに置き、教育制度の整備・充実につとめ、かつその中に天皇制イデオロギーを注入していった。このような天皇制教育にとって、キリスト教はなんとも厄介な存在であった。キリスト教は外来宗教であり、日本の伝統的習俗や国体観念に合致しないという先入観が、日本の支配層や民衆にあったからである。そこで政府はキリスト教系私学を天皇制教育の枠の外に置くことを考えた。そして、彼らがこの教育の枠内に入ろうとするならば、天皇制の秩序にもとづいて、彼らを官公立学校の下に位置づけ、かつその天皇制教育の補完的役割をになわせていった。

1890年代の天皇制確立期においては、キリスト教は四面楚歌のような状況であり、その影響はキリスト教系私学に及んでいった。彼らがこの苦境をのりきるためにえらんだ途は、今述べた天皇制国家の教育制度の中に自己を位置づけていくことであった。尋常中学校の設置や同志社の綱領削除にみるとおりである。この判断はキリスト教系私学が日本の学校教育制度の中に学校組織として存在しようとする限り、えらびとらざるを得ない途であった、とも言えよう。その結果、彼らは天皇制国家の教育統合政策のもとに置かれ、その中に自己を同化吸收させていくという道程を歩んだ。尋常中学校、のちの中学校の期間が短期間であったこと、同志社も綱領を復活したことで、彼らはこの政策にストレートな方法でしたがうことより免れた。しかし、その故に、彼らはあらためて、天皇制教育とキリスト教主義教育の矛盾や相剋といった問題に直面し、両者を巧みに使いわけたり、あるいは前者に奉仕する役割を後者に付与することによって、キリスト教主義学校としての存続をはかっていった。

1899年の文部省訓令第12号は、このようなあいまいなとりくみ方を認めないで、天皇制教育のみをストレートに貫徹することを強要したものであった。そこに至っては、キリスト教系私学はその存在理由をおびやかされることになる

ので、必死であった。この訓令によって少なからぬ犠牲をうけたキリスト教系私学もあった。しかし、関係ミッションの強力な支援と政府の方針の軟化によって、彼らはなんとかキリスト教主義教育を掲げることを止めず、立教中学校のようにそれをおろしても実質的にこれを行なうことによって、キリスト教主義学校として存続することができた。

木下尚江は彼らの対応をとりあげ、「権山の訓令に対抗するの勇あらんや、唯だ彼等は学校の閉門を恐怖して、其の寛容を哀求せるのみ、吾人は寧ろ彼等⁶⁰⁾耶蘇教徒の偽善不信に驚くの外なきなり」と批判した。彼ららしい鋭い観察であるが、あたらぬところもある。彼らはキリスト教主義学校の閉門をおそれたからである。しかし、彼らがどれだけキリスト教主義教育に対する天皇制教育の排外性と包摂性ないし統合性を洞察し、自己の教育にたずさわったかは、疑わしい。中学校なみの特典を得るために折衝を続けていったことをみれば、この事は明白であろう。さらに、キリスト教主義教育を掲げることとそれを実行していくことは別問題である。天皇制確立期において、彼らがどういう教育実践をし、どういう学生・生徒を育成していったかは、あらためて検討していかねばならないだろう。そこにキリスト教主義教育の真価が問われるからである。

注

- 1) ここでいうキリスト教系私学とかキリスト教系学校というのは、神道系とか仏教系の学校と対照的な一般用語であり、ミッションとかキリスト者がキリスト教を教育理念として設置・管理・運営することを法的に明らかにした私学あるいは学校をいう。また、学校としてキリスト教をふまえて教育にたずさわることの内実をキリスト教主義教育とし、聖書などを科目として教えたり、礼拝、宗教活動を学校行事として行なうことをキリスト教教育とした。この二者は相互に関連するので、その学校の教育の内実を問う意味でキリスト教主義学校という語も用いるが、一応このように区別して用いると、意味がはっきりするだろう。なお、私学の明確な定義は教育令（1879.9.29 太政官布告第40号）にみられ、「一人若くは数人の私費を以て設置せるものを私立学校とす」（第19条）とあり、その意味で用いる。
- 2) 筆者は本稿と同じ問題意識をもってキリスト教系学校の歴史をその草創期から戦後まで、時代別に概観した（拙著『日本プロテスチヤント・キリスト教史』新教出版社、1981、第2章4、第3章4、第7章5、第10章6、第12章3参照）。
- 3) 井上哲次郎「増補勅語衍義」は『教育勅語関係資料』第一集（日本大学精神文化

- 研究所・日本大学教育制度研究所, 1974) に収められている。本文の頁はそれによる。なお、文章は現代の送りがなに修正した。
- 4) 当時の学校制度や学校令については、『明治以後教育制度発達史』第三一四巻(1938), 『日本近代教育百年史』4 (国立教育研究所, 1974), 倉澤剛『学校令の研究』(講談社, 1978) を参照した。
 - 5) 山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー 明治期学校行事の考察』(新泉社, 1973) 57—119頁) は「小学校祝日大祭日儀式規程」によって天皇マツリが学校行事にあらわれたとし、各地の学校行事をとりあげ、天皇制イデオロギーの定位状況をとらえようとする。なお、両氏はその続篇として『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー [I] 学校行事の宗教的性格』(新泉社, 1976), 『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー [II] 学校行事の軍事的・擬似自治的性格』(同上, 1977) を刊行されている。
 - 6) 伊沢修二の調査によれば、1898年現在で、キリスト教系の中学校は15, 生徒数は1,520, 女学校は47, 生徒数は2,527, 小学校は105, 児童数は6,831であった、という(『教育時論』1898.3.15)。
 - 7) 「資料 インブリー事件とその背景—ラージ事件とサンマー事件—」工藤英一解説(『明治学院百年史資料集』第一集, 1975)。なお、『井深梶之助とその時代』第二巻(1975) 219—233頁も参照。
 - 8) 『明治以後教育制度発達史』第三巻, 1094頁, 第四巻, 1086—1087頁による。
 - 9) 『立教学院百年史』1974, 227—228頁。
 - 10) 『青山学院九十年史』(1965) によれば、青山学院は「予備学部を『尋常中学部』と改め、学科組織を改編して、官公立の高等諸学校と直接に連絡をするようにした」(202頁) とある。しかし、井深梶之助「基督教普通学校は文部省の特別認可を求むべき乎」(『福音新報』1897.1.1) によれば、青山学院は学科組織を改編しただけであり、これと文部省の認可とは別である、という。そうであれば、96年の時点では中学校令による尋常中学部でないから、高等学校その他と直接に連絡はとれないことになる。ただし、後に述べるように、この中学部も99年の文部省訓令第12号によりその名称、特典を返上しているから、それまでに文部省の認可を得たものと思われる。
 - 11) 『明治学院百年史』1977, 196頁。
 - 12) 「私立尋常中学校に於て基督教主義を混同教授せざる様注意監督方」(文部省編纂『文部省例規類纂』116頁)。
 - 13) 本節で述べる同志社のアメリカン・ボードとの交渉、ミッション寄付金の謝絶、さらに尋常中学校の設置の経過とその問題点については、拙稿「1890年代の同志社—岐路に立つキリスト教主義学校の問題」(『基督教研究』1976.8, 1977.4), 同「キリスト教主義学校同志社の苦悩」(『同志社百年史 通史編一』1979, 430—461頁)において、詳細に述べた。なお、隅谷三喜男「同志社問題とアメリカン・ボード」

- (『日本プロテスタント史論』新教出版社, 1983所収) も参照。
- 14) 「同志社報告（明治二八年度）」（『同志社百年史 資料編一』1979, 796頁）。
 - 15) 「同志社社員会録事 自明治二九年三月至明治三二年三月」は『同志社談叢』(1981.2)に資料として所収されている。なお、この雑誌は『同志社百年史』（全4巻）に収めきれなかった資料、および研究論文をまとめて1981年より毎年刊行して、現在に及んでいる。
 - 16) 筆者は1976年夏小崎道雄家を訪問し、静末亡人と小崎家が小崎弘道の社長時代の文書約20通、弘道の自筆著作稿本15点、故道雄氏の諸文書約1000通を同志社に寄贈したいという御好意をありがたく拝受した。第1のものは同志社社史資料室、第2、第3のものは同志社大学神学部研究室に所蔵されている。第1のものを「小崎弘道文書」として本文で引用する。
 - 17) 同上文書より引用。なお、安部磯雄「柏木義円君に答う」（『基督教新聞』1898.4.8）にもこれは引用されている。
 - 18) 「同志社普通学校一覧（明治三八年六月印刷）」（『同志社百年史 資料編二』1979, 1528頁）に尋常中学校設置認可の日が述べられている。
 - 19) 社説「学校の傾向と教会の任務」（『基督教新聞』1896.8.14）も同じ趣旨である。
 - 20) 『青山学院五十年史』1932, 12頁。
 - 21) 井深梶之助「基督教主義普通学校は文部省の特別認可を求むべき乎」（『福音新報』1897.1.1.）は、尋常中学部設立について本多が本文にある雑誌、新聞で述べたことに同情する、という。
 - 22) 『青山学院九十年史』1965, 255—261頁。
 - 23) 同じ趣旨のこととは「基督教主義の教育」（『青山評論』1896.10.27）にもみられる。
 - 24) 『明治学院百年史』(1977, 196—197頁) も明治学院が尋常中学校設立に踏み切った段階において、「文部省の認可をキリスト教教育を犠牲にすることなしに果たして獲得できるであろうか」という井深の「疑念が氷解したかどうかは明らかでない」と述べている。
 - 25) 同志社の綱領削除とその復活に関する直接資料は「同志社社員会録事 自明治二九年三月至明治三二年三月」(前出), 「同志社社員総辞職の顛末（明治三二年印刷）」（『同志社百年史 資料編二』1243—1247頁）, 「同志社報告（明治三一年度）」（『同志社百年史 資料編一』809—814頁）である。本文の引用はすべて最初の資料によっている。
 - 26) 「小崎弘道書簡稿（同志社社員会宛 明治三〇年七月五日）」（『同志社百年史 資料編二』1237—1243頁）, 「校友会員に告ぐ」（浮田和民、明治30年9月）（『同志社校友会報』1897.10）, 柏木義円「辞職の理由」（同上）はそれぞれ当事者の言い分を述べたものとして、参考になるだろう。
 - 27) 横井時雄「同志社の過去及び将来」（『基督教新聞』1898.4.29）, 「横井校長慰労会」（同上紙、1898.4.1）。

- 28) 倉澤剛『学校令の研究』766—769頁。
- 29) ボードが要求した寄付金返済額は17万ドル余、つまり34万円余であった。1898年の同志社全体の年間経常費が2万2千円余、資本金でも19万円であったので、とても返済できる金額ではなかった(「同志社事件に対する宣教師の決議」『新世紀』1898.8)。
- 30) O. Cary, A History of Christianity in Japan, Vol. 2, 1976, p. 281。
- 31) 青山霞村『同志社五十年裏面史』からすき社, 1931, 192頁。なお、『大隈侯八十五年史』(第二巻、原書房, 1970, 697頁) もこの事について一言ふれている。
- 32) 原田助日誌, 1898.11.21(『原田助遺集』1971, 106頁)。
- 33) 文部省認可の同志社財団寄付行為証は『同志社百年史 資料編二』1166—1168頁にある。
- 34) 石田加都雄「明治三十二年文部省訓令第十二号宗教教育禁止の指令について」(『清泉女子大学紀要』1961)は、教育政策史の分野でこの訓令をとりあげた貴重な研究である。石田氏は、この訓令が必ずしもプロテスタント史研究者がいうようなキリスト教主義学校抑制策のあらわれではなく、欧米諸国でとられた教育と宗教の分離方針と同じ趣旨の措置であった、とされる。氏はそのために当時の文部省官僚や彼らの側に立つ政治家や学者の言論を丹念に調査し、この事を論証しようとされる。しかし、余程奇異な政治家でない限り、この訓令はキリスト教を抑圧するためである、と公言するものはないだろう。欧米諸国の方針である、というのも、彼らの常套語である。大体、日本のキリスト教主義学校の問題を欧米のそれと比較するのが見当外れであって、この問題は19世紀のプロテスタント・ミッションにかかわる以上、アジア諸国のそれとの比較において論及すべきであろう。それはともかくとして、たとい彼らは主觀的にキリスト教主義学校を抑制する意図がなかったとしても、訓令が客觀的にそのように機能していったことは、明白である。また、氏はキリスト教系諸学校が上級学校入学資格などを特典として付与されたことをもって、彼らに抑制する意図はなかったとされるが、これを得たのはキリスト教関係者の運動の成果であって、政府はその運動のみならず、日本資本主義の興隆にともなう教育需要と学制改革の文脈の中でこれにふみ切ったとみるべきであろう。ただ、論文の終わりの方で、この訓令の趣旨が宗教と教育を分離させることにより教育勅語の旨趣を積極的に貫徹せしめようとした教育方針のあらわれであり、そこでは他の原理は一切排除されねばならなかった、と述べられていることには賛意を表したい。だからこそ、キリスト教は抑制されたのである。なお、氏がとりあつかわれた当時の言論は大変参考になるので、参照させていただいた。感謝をもってこれを記しておこう。
- 35) 『明治以降教育制度発達史』第四巻, 662頁。なお、本書は法規を知る資料としては役立つが、その論述内容は政府の教育政策を表面的に弁護したもので、その問題の核心をつくものではない。
- 36) 第2回高等教育会議については『教育時論』1898.10.25, 11.5を参照。

- 37) 第3回高等教育会議については同上誌, 1899.4.25, 5.5 を参照。また, 『第三回高等教育会議議事速記録』(明治32年4月)が国立国会図書館に所蔵されている。
- 38) 私立学校令に関する枢密院の審議については『枢密院會議筆記』明治32年7月31日, 私立学校令がある。また久保義三『天皇制国家の教育政策』(勁草書房, 1979) 64—77頁も参照。
- 39) 訓令に対するキリスト教の対応については, 『井深梶之助とその時代』第二巻, 455—541頁, 『明治学院百年史資料集』第二集 1975, 75—102頁, 杉井六郎校注「小沢三郎編日本プロテスタント史史料『文部省訓令第十二号』とその反響」(『キリスト教社会問題研究』1974.3, 1975.3, 1976.3) が資料的価値が高い。本文で「井深日記」は最初の書物, 宣教師たちの英文書簡, 英字紙寄稿文書は最後の雑誌の終わりの方に収められている。
- 40) たとえば, 「政府の新令と基督教徒の事業と」『護教』1899.8.12, 北海逸民「私立学校令を読む」同上紙, 1899.8.19, 「基督教徒の学校」同上紙, 1899.9.2, 「宗教と教育に関する訓令」『新世紀』1899.8.15, 「教育宗教分離の訓令」『女学雑誌』1899.8.25, 「文部省当局者と排他的精神」(『天地人』1899.9.2, 「文部省訓令と宗教学校」『六合雑誌』1899.9, 柏木義円「文部訓令と基督宗教学校」『上毛教界月報』1899.9) を参照。
- 41) 『護教』は桜井小学校と思われる小学校について, 次のような記事をのせている。東京の「日本基督教會に属する某小学校」の設立者は廃校のため生徒をあちこちの小学校に転校させていったが, 被差別部落の生徒40余名はなかなか受け入れ先がないので, 区役所に依頼した。しかし, 区役所もどうすることも出来ず, 困惑している。「[明治政府私立学校令及び教育に関する訓令を発して大に少年の就学を妨ぐ]と記すべきか」(『学校だより』『護教』1899.9.16)。これは明らかな差別事象であり, 訓令から生じた社会的矛盾を示すことになるだろう。
- 42) 注6参照。
- 43) たとえば, 「尚青山女学院にても尋常小学科と幼稚園とを失い, 府下にある美以教会設立の五小学校は失せ, (一二は他の人々が開きおるとか) 築地なる小学校的校舎は青山に移されて印刷所と姿を変えんとし, ……」といった状態であった(「基督教主義学校の昨今」『護教』1900.3.3)。なお, ミス・ルイス「横浜の美以小学校」(同上紙, 1900.7.14)も参照。
- 44) 明治学院の対応については, 注39のほかに『明治学院百年史』201—214頁参照。
- 45) 青山学院の対応については, 注39のほかに『青山学院九十年史』274—294頁, 岡田哲蔵『本多庸一伝』(日獨書院, 1935) 141—142頁参照。なお, 『青山学院九十年史』290, 569頁には「尋常中学部」を廃したとあるが, 「中学部」ではないか, と思われる。1898年2月の中学校令で尋常中学校は中学校と改称したからである。
- 46) 同志社の対応については, 注39のほかに「同志社理董事会決議録一自明治三二年七月至明治三七年二月一」(『同志社談叢』1982.2)『官印順届照会書類綴 明治三十二年

度』(同志社社史資料室所蔵)が資料になる。本文の引用はこれらによっている。なお、8月末の理事会の模様はインブリーあての D.C. グリーン書簡 1899.8.31 にくわしい。なお拙稿「1890年代の同志社一岐路に立つキリスト教主義学校の問題」(前出)同「キリスト教主義学校同志社の苦悩」(前出)はさらに詳細な分析をしている。

- 47) 立教の対応については、注39のほかに『立教学院百年史』235—255頁、『塙田理『日本聖公会の形成と課題』(聖公会出版、1978) 167—181頁参照。
- 48) 横山伯爵あての宣教師たちの書簡 1899.11 参照。『立教学院百年史』247頁によれば、マキムは12月28日付の書簡でこれと似たことを述べているが、ニュアンスは相違する。インブリーあての彼の書簡 1899.11.8 よりみて、彼の解釈がここに加えられている。
- 49) 江原先生伝記編纂委員会編『江原素六先生伝』(三圭社、1923) 300—307頁参照。
- 50) R.S.ミラー (R.S. Miller) は米国公使の秘書官のようである。彼の書簡は公使館用箋にしるされている。したがって、バックは個人としてではなく、公使として訓令問題にとりくんだ、とみてよいだろう。
- 51) 委員たちと文部省官僚との話し合いについては、インブリーとスペンサーの報告がある('Presentation of the Petition for Religious Liberty in Private Schools' "Japan Weekly Mail," Dec. 9, 1899)。これは「基督教主義の学校対文部の当局者」(『護教』1899.12.16)に抄訳され、「宗教教育禁止の理由」(『福音新報』1900.1.17)に紹介されている。本文の叙述は英文によった。
- 52) 『明治学院五十年史』1927.294頁。
- 53) 「基督教主義の学校対文部の当局者」(前出)。
- 54) この会議の報告は 'The Boards of Foreign Missions and the Instruction of the Minister of Education' "Japan Weekly Mail," Dec. 16 1899 ある。「文部大臣の訓令に関する米国各派伝道局員の決議」(『福音新報』1899.12.20)はこれを訳したものであるが、その最後の文章の訳が正確でないために、文意が通じない。
- 55) 青木子爵あての宣教師たちの書簡 1900.3。
- 56) 「教育上の自由に一步を進めたり」(『福音新報』1901.5.16)。
- 57) 『明治以後教育制度発達史』第四巻、410—413頁。
- 58) 同上書、354—355頁。
- 59) 同上書、413—418頁。
- 60) 木下尚江「元良博士の『教育と宗教との関係』を読む」(『毎日新聞』1900.2.12)『木下尚江集』筑摩書房、1965、342頁。